改正後

(礟加)

という。)第二十条第一頃の関定による寮育の給付(以下「寮育の給付」と いう。)、第二十二条第一項の規定による助産施設における助産の実施及び 第二十三条第一頃の規定による母子生活支援施設における母子保護の実施 (以下「助産施設等における助産等の実施」という。)、第二十七条第一頃 第三号又は第二頃の規定による措置、第二十九条の規定による調査及び質問 第三十条の規定による同居児童の届出、第三十一条の規定による在所期間の 延長、第三十三条の規定による児童の一時保護並びに第三十三条の六第一項 の規定による児童自立生活援助の実施(以下「児童自立生活援助の実施」と **いう。)並びに第五十六条第二頃の関定による費用の徴収に関し必要な事頃** を定めるものとする。

> 一部改正「平成一〇年規則三七号・一二年一〇九号・一三年六一号・ 一四年四九号・一七年八二号・一八年五五号・二〇年二号・二二年 五四字〕

第二条から第六条まで 削途

(摩育の給付)

- 第七条 児童煏祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規」第七条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規」 **訓」という。)第十条第一頃の関定による申請は、寮育給付申請書(別記第** 十五号様式)に法第二十条第四頃に規定する指定療育機関(以下「指定療育 饑買」という。)の医師の作成した麼育給付管見書(別記第十六号籐式)、 世帯調書(別記第十六号様式の二)並びに廣育の給付を要する児童及びその **庆養義務者が炊の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を除え** て行うものとする。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する 筬呆護者 (以下「筬呆護者」という。) **筬呆獲者であることを証する書** 国
 - 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平式六年法律第三十号)第十 四条第一項に規定する支援給付(以下「支援給付」という。)を受けてい

(圏加)

第一条(この規則は、児童煏祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」第一条(この規則は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」 という。)第二十条第一頃の関定による寮育の給け(以下「寮育の給け」と 第二十三条第一項の規定による母子生活支援施設における母子保護の実施 (以下「助産施設等における助産等の実施」という。)、第二十七条第一項 第三号又は第二頃の規定による措置、第二十九条の規定による調査及び質問 第三十条の規定による同居児童の届出、第三十一条の規定による在所期間の 延長、第三十三条の規定による児童の一時保護並びに第三十三条の六第一項 の規定による児童自立生活援助の実施(以下「児童自立生活援助の実施」と **いら。)並びに第五十六条第二頃の関定による費用の徴収に関し必要な事頃** を定めるものとする。

改压消

一部敦正〔平戎一○年規則三七号・一二年一○九号・一三年六一号・ 一四年四九号・一七年八二号・一八年五五号・二〇年二号・二二年 五四字

第二条から第六条まで 削途

「平戎一八年規則五五号〕

(摩育の給付)

- **訓」という。)第十条第一頃の関定による申請は、寮育給付申請書(別記第** 十五号隊式)に法第二十条第四項に規定する指定療育機関(以下「指定療育 饑関」という。)の医師の作求した縻育給付意見書(別記第十六号籐式) 世帯調書(別記第十六号様式の二)並びに廣育の給付を要する児童及びその **失養義務者が炊の各号に掲げる者であるときは当談各号に定める書面を陈え** て行うものとする。
- 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する 筬呆護者 (以下「筬呆護者」という。) **| 筬呆獲者であることを証する書** 囯
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平式六年法律第三十号)第十 四条第一頃に規定する支援給付(以下「支援給付」という。)を受けてい

る者 支援給付を受けていることを証する書面

三 当該申請をしようとする日の属する年度分(課税額が判明しない期間に あつては、当該日の属する年度の前年度分とする。以下この項及び別表第 一において同じ。)の市町村民税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二 十六号)第五条第二項第一号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。) の非課税者(前各号に掲げる者を徐く。) 当該日の属する年度分の市町 村民税が非課税であることを証する書面

四 当該申請をしようとする日の属する年度分の市町村民院の課院者(第一 **号及び第二号に掲げる者を徐く。)** 当該日の属する年度分の市町村民税 の課税額を証する書面

(温 ん。)

(型心。)

書(別記第十七号儀式)により、当該療育の給付を申請した者に通知するも らかかる。

> 一部改正〔平成一四年規則四九号・一八年五五号・二〇年二号・六 人号·二二年五四号·二四年五七号·二六年五二号〕

る者 支援給付を受けていることを証する書面

- 三 当該申請をしようとする日の属する年度分(課税額が判明しない期間に あっては、当該日の属する年度の前年度分とする。以下この号、炊号、第 大号及び別表第一において同じ。)の市町村民税(地方税法(昭和二十五 年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に規定する市町村民税をいう。 以下同じ。)の非課税者(第一号及び前号に規定する者を除く。) 日の属する年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面
- 回 当該申請をしようとする日の属する年の前年分(課税額が判明しない期 間にあっては、前々年分とする。以下この項及び別表第一において同じ。 の所得院(所得院法(昭和四十年法律第三十三号) <u> 和三十二年法律第二十六号)及び災害彼害者に対する租税の</u> 予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号) 以下同じ。)が非課税である当該日の属する年度分 村民倪の課院者(第一号及び第二号に規定する者を徐く。) する年の前年分の所得院が非課院であることを証する書面及び当該日の属 する年度分の市町村民锐の課税額を証する書面
- | 五|| 当該申請をしようとする日の属する年の前年分の所得税の課税者 (第一) 号から第三号まで及び次号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年の 前年分の所得院の課院額を証する書面
- 属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこと となる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民锐の課税者 び第二号に規定する者を除く。) 当該日の属する年の前年分の所得銘(第 四号に規定する所得税をいう。) の課脱額を証する書面及び当該日の属す る年度分の市町村民税の課税額を証する書面
- |2 知事は、廣育の給付を行わないことを決定したときは、康育給付却下通知 |2 知事は、廣育の給付を行わないことを決定したときは、廣育給付却下通知 書(別記第十七号簇式)により、当該縻育の給付を申請した者に通知するも らかかる。

一部改正〔平成一四年規則四九号・一八年五五号・二〇年二号・六 八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号〕

(摩育の変更)

- 第八条 指定療育機関は、施行規訓第十条第二項に規定する療育券(炊頃にお 第八条 指定療育機関は、施行規訓第十条第二項に規定する療育券(炊頃にお いて「廢育券」という。)に記載された事頃の変更を必要とするときは、当一 該指定療育機関の医師の所見を記載した療育変更協議書(別記第十七号様式
- |2 知事は、前頃の療育変更協議書を受理した場合において、療育券に記載さ|2 知事は、前頃の療育変更協議書を受理した場合において、療育券に記載さ れた事項を変更する必要があると認めたときは、療育変更承認書(別記第十 七号様式の三)を当該指定摩育機関に送付するものとする。

全部攻正「平成一八年規則五五号)

(助産施設等における助産等の実施)

- 第九条 法第二十二条第二項に規定する申込書は、助棄施設入所申込書(別記 第九条 法第二十二条第二項に規定する申込書は、助棄施設入所申込書(別記 第十八号様式)とする。
- 記第十九号様式)とする。
- 3 焔行規則第二十二条第四項に規定する書類は、世帯調書並びに前を頃に規 −3 ഫ行規則第二十二条第四項に規定する書類は、世帯調書並びに前を頃に規 定する申込書(以下この条において「申込書」という。)を提出しようとす る者及びこれと同一の世帯に属し、生計を一にする失養義務者が次の各号に 掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。
 - **| 筬保護者 | 筬保護者であることを証する書面**
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分(四月から六月 までの間に申込書を提出しようとする場合にあっては、前年要分とする。 以下この頃において同じ。)の市町村民院の非課院者(前各号に掲げる書 を除く。) 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であ ることを証する書面
- 四 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分の市町村民館の | 親脱者(第一号及び第二号に<mark>掲げる</mark>者を徐く。) 当該日の属する年度の 当該年支分の市町付民院の課院額を証する書面及び出産一時金(建東保険 法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) **防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)** 赵立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)、 国家公務員 共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)、国民建兼保険法 (昭和三 十三年法律第百九十二号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法 津第百五十二号)に基づき給付される出産育児一時金その他の出産に関す

(摩育の変更)

- いて「縻育券」という。)に記載された事頃の変更を必要とするときは、当 該指定療育機関の医師の所見を記載した療育変更協議書(別記第十七号様式 りll) により 辞事に その 旨を申し 出なければならない。
- れた事項を変更する必要があると認めたときは、廉育変更承認書(別記第十 七号様式の三)を当該指定廃育機関に送付するものとする。

全部改正 [平成一八年規則五五号]

(助産施設等における助産等の実施)

- 第十八号様式)とする。
- |2 法第二十三条第二項に規定する申込書は、母子生活支援施設入所申込書(別|2 法第二十三条第二項に規定する申込書は、母子生活支援施設入所申込書(別 記第十九号様式)とする。
 - 一定する申込書(以下この条において「申込書」という。)を提出しようとす る者及びこれと同一の世帯に属し、生計を一にする快養義務者が炊の各号に 掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。
 - **| 筬保護者 | 筬保護者であることを証する書面**

 - 三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分(四月から六月 までの間に申込書を提出しようとする場合にあっては、前年英分とする。 以下この号、次号及び第六号において同じ。)の市町村民税の非課税者(第 一号及び前号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年更の当該年吏分 の市町村民税が非課税であることを証する書面
 - 四 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分(一月から六月までの 間に申込書を提出しようとする場合にあっては、前々年分とする。以下こ の頃において司じ。)の所得既が非課院である当該日の属する年妻の当該 年度分の市町村民税の課税者(第一号及び第二号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所得脱が非課脱であることを証する書面、当 談日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面及び出 塞一時金 (健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 、 船員保険法 (昭和十 四年法律第七十三号)、坊衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七 年法律第二百六十六号)、 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二

る給付を受けることができる額をいう。以下同じ。)が支給される場合に あってはその額を証する書面

(温 ん。)

(型心。)

- 4 知事は、申込書を受理した場合において、助産施設等における助産等の美 4 知事は、申込書を受理した場合において、助産施設等における助産等の実 施を決定したときは助産施設(母子生活支援施設)入所承諾書(別記第二十 **号様式)により、これを行わないことを決定したときは助産施設(母子生活** 支援施設)入所不承諾通知書(別記第二十一号様式)により当該申込書を提 出した者に通知するものとする。
- 5.知事は、助産施設等における助産等の実施の解除を失定したときは助産(Φlp 和事は、助産施設等における助産等の実施の解除を失定したときは助産(母 子保護)実施解除通知書(別記第二十二号様式)により当該助産施設等にお ける助産等の実施を受けていた者に通知するものとする。

一部改正「平成六年規訓」四号・七年七〇号・一〇年三七号・一三 年六一号・一九年三〇号・二〇年六八号・二二年五四号・二四年五 七手」

- に入所の委託をしようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委 託書(別記第二十三号隊式)に前条第四頃に規定する入所承諾書の写しを除 えて当該助産施設等の長に送付するものとする。
- |2 知事は、助産施設等に入所の委託をした者に対する助産又は母子保護の実 |2 知事は、助産施設等に入所の委託をした者に対する助産又は母子保護の実

百四十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)及び地方公務員等共済 個合法(昭和三十七年法律第百五十二号) に基づき給付される出産育児 | **| 母金その他の出産に関する給付を受けることができる顔をいう。以下同** じ。)が支給される場合にあってはその額を証する書面

- 五 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分の所得税の課税者(第 一号から第三号まで及び吹号に関定する者を徐く。) 当該日の属する年 の前年分の所得税の課税額を証する書面及び出産一時金が支給される場合 にあってはその額を証する書面
- 六 攻正法第一条の規定による所得稅法第二条第一項及び第八十四条の規定 の汝正が行われなかったものとして当該申込書を提出しようとする日の属 する年の前年分の所得院の額を計算した場合に所得院が課されないことと なる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者(第一号及び 第二号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所傳院(第 四号に規定する所得税をいう。)の課税額を証する書面及び当該日の属す る年度分の中町付民院の課説額を証する書面
- 施を決定したときは助棄施穀(母子生活支援施穀)入沂承諾書(別記第二十 号様式)により、これを行わないことを決定したときは助産施設(母子生活 支援施設)入所不承諾通知書(別記第二十一号様式)により当該申込書を提 出した者に通知するものとする。
- 子保護)実施解涂通知書(別記第二十二号様式)により当該助産施設等にお ける助産等の実施を受けていた者に通知するものとする。

一部改正「平成六年規則一四号・七年七〇号・一〇年三七号・一三 年六一号・一九年三〇号・二〇年六八号・二二年五四号・二四年五 七重厂

(助産施設等への入所の委託)

- 第十条 知事は、助産施設及び母子生活支援施設(以下「助産施設等」という。)第十条 知事は、助産施設及び母子生活支援施設(以下「助産施設等」という。) に入所の委託をしようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委 - 託書(別記第二十三号隊式)に前条第四頃に規定する入所承諾書の写しを懸 えて当該助産施設等の長に送付するものとする。
- | 施を解除しようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委託解除|| 施を解除しようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委託解除|

通知書(別記第二十四号籐式)により当該助産施設等の長に通知するものと一 かる。

一部改正「平成一〇年規訓三七号・一三年六一号)

(治事治量の通知)

- 第十一条 健康福祉センターの長は、法第二十五条の八第二号の規定による指 第十一条 健康福祉センターの長は、法第二十五条の八第二号の規定による指 導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書(別記第二十五 号镞式)により当該措置に除る児童又はその保護者に通知しなければならな
- 2.児童相談所長は、法第二十六条第一項第二号の規定による指導の措置を除 |2.児童相談所長は、法第二十六条第一項第二号の規定による指導の措置を除 ることを決定したときは、指導措置決定通知書により当談措置に係る児童又 はその呆護者に通知しなければならない。
- |3.知事は、法第二十七条第一項第二号の規定による指導の措置を除ることを||3.知事は、法第二十七条第一項第二号の規定による指導の措置を除ることを 失定したときは、指導措置失定通知書により当該措置に係る児童又はその果 漢者に通知するものとする。

一部汝正〔平成一六年規則七四号・二〇年二号〕

(乳児院等への入所の措置等の通知)

- 第十二条 知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二頃の規定による措置の「第十二条 知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の 開始を決定したときは、入所(委託)措置決定通知書(別記第二十六号様式) により、当該措置を要する児童の保護者に通知するものとする。
- 2.知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の変更(法2.知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の変更(法 第六条の三第八頃に規定する小規慎住居型児童養育事業(以下「小規慎住居 型児童養育事業」という。)を行う者若しくは法第六条の四に規定する里観 (以下「里観」という。)、 乳児院、児童養護施設、 寧害児入所施設、 ○理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児浣等」という。)又は 法第六条の二の二第三頃に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達 支援医療機関」という。)の変更を含む。)を決定したときは入所(委託) 措置変更通知書(別記第二十七号隊式)により、当該措置の解除を決定した ときは入所(委託)措置解除通知書(別記第二十八号様式)により当該措置 を受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部牧正〔平成六年規則二四号・一○年三七号・一一年二五号・一 七年八二号・二一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号)

(乳児院等への入所等の委託)

養育事業を行う者若しくは里親への委託若しくは乳児院等への入所の委託又一

通知書(別記第二十四号縢式)により当談助産施設等の長に通知するものと する。

一部改正〔平戎一○年規訓三七号・一三年六一号〕

(指導措置の通知)

- 導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書(別記第二十五 号镞式)により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならな
- ることを決定したときは、指導措置決定通知書により当該措置に係る児童又 はその呆獲者に通知しなければならない。
- 決定したときは、指導措置決定通知書により当該措置に係る児童又はその保 漢者に通知するものとする。

一部汝正〔平成一六年規則七四号・二〇年二号〕

(乳児院等への入所の措置等の通知)

- 開始を決定したときは、入所(委託)措置決定通知書(別記第二十六号籐式) により、当該措置を要する児童の保護者に通知するものとする。
- 第六条の三第八頃に規定する小規慎住居型児童養育事業(以下「小規慎住居 型児童養育事業」という。)を行う者若しくは法第六条の四に規定する里観 (以下「里観」という。)、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 心理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児汽等」という。)又は 法第六条の二の二第三頃に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達 支援医療機関」という。)の変更を含む。)を決定したときは入沂(委託) - 措置変更通知書(別記第二十七号籐式)により、当該措置の解係を失定した ときは入所(委託)措置解除通知書(別記第二十八号様式)により当該措置 を受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部牧正(平成六年規則一四号・一〇年三七号・一一年二五号・一 七年八二号・二一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号)

(乳児院等への入所等の委託)

第十三条 知事は、法第二十七条第一項第三号の規定による小規模住居型児童 第十三条 知事は、法第二十七条第一項第三号の規定による小規模住居型児童 養育事業を行う者若しくは里親への委託若しくは乳児院等への入所の委託又

は司条第二頃の規定による指定発達支援医療機関への委託をしようとすると きは、養育(入所・指定発達支援医療機関)委託書(別記第二十九号策式) を当該小規慎住居型児童養育事業を行う者若しくは里観、当該乳児院等の長 又は当該指定発達支援医療機関の長に送付するものとする。

|2.知事は、小規慎住居型児童養育事業を行う者若しくは里観に委託をした尺||2.知事は、小規慎住居型児童養育事業を行う者若しくは里観に委託をした児 重、乳児院等に入所の委託をした児童又は指定発達支援医療機関に委託をし た児童に対する惜置を解除しようとするときは、養育(入所・恪定発達支援 医療機関) 委託解除通知書(別記第三十号隊式) により当該小規膜住居型児 童養育事業を行う者若しくは里観、当該乳児院等の長又は当該問定発達支援 医療機関の長に通知するものとする。

一部牧正「平成六年規則二四号・一七年八二号・二〇年三四号・二 一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号〕

(
簡
置
足
重
に
の
い
て
の
に
由
出
)

第十四条 搖行規則第二十七条(搖行規則第三十二条において準用する場合を 第十四条 搖行規則第二十七条(搖行規則第三十二条において準用する場合を 含む。) の規定による届出は、入所(委託)児童に関する届出書(別記第三 十五号様式) により行うものとする。

一部改正「平戎一七年規則八二号)

第十五条 削徐

削除〔平成一七年規則八二号〕

(立入調査等の証票)

する。

(同臣児童の届出)

- 記第四十一号様式)により行うものとする。
- |2 焔行規引第三十四条の三の規定による届出は、同居をやめた旨の届出書(別|2 施行規引第三十四条の三の規定による届出は、同居をやめた旨の届出書(引 記第四十二号様式)により行うものとする。

(住所期間等の延長)

第十八条 知事は、法第三十一条第二項及び第三項の規定により小規慎住居型 第十八条 知事は、法第三十一条第二項及び第三項の規定により小規慎住居型 児童養育事業を行う者若しくは里観、乳児院等又は指定発達文暖医療機関へ の入所又は委託の措置を継続することを失定したときは、住所(委託)期間 延長決定運知書(別記第四十三号隊式)により、当該入所又は委託の措置を 受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成一○年規則三七号・一七年八二号・二一年二九号・一

は司条第二項の規定による指定発達支援医療機関への委託をしようとすると きは、養育(入所・指定発達支援医療機関)委託書(別記第二十九号様式) を当該小規慎住居型児童養育事業を行う者若しくは里観、当該乳児院等の長 又は当該指定発達支援医療機関の長に送付するものとする。

重、乳児院等に入所の委託をした児童又は指定発達支援医療機関に委託をし た児童に対する惜置を解除しようとするときは、養育(入所・指定発達支援 医療機関) 委託解除通知書(別記第三十号隊式) により当該小規慎住居型児 童養育事業を行う者若しくは里観、当該乳児院等の長又は当該指定発達支援 医摩機関の長に通知するものとする。

> 一部牧正「平成六年規則二四号・一七年八二号・二〇年三四号・二 一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号)

(借置児童についての届出)

- 含む。)の規定による届出は、入所(委託)児童に関する届出書(別記第三 十五号隊式)により行うものとする。

一部攻正「平成一七年規則八二号)

雅十 五条 " 39%

削除〔平成一七年規則八二号〕

(立入調査等の証票)

第十六条 法第二十九条に規定する証票は、身分証票(別記第四十号様式)と第十六条 法第二十九条に規定する証票は、身分証票(別記第四十号様式)と かる。

(同臣児童の届出)

- 第十七条 妬行規則第三十四条の二の規定による届出は、同居児童届出書(別 第十七条 妬行規則第三十四条の二の規定による届出は、同居児童届出書(別 記第四十一号様式)により行うものとする。
 - 記第四十二号様式)により行うものとする。

(住所期間等の延長)

児童養育事業を行う者若しくは里親、乳児院等又は指定発達支援医療機関へ - の入所又は委託の措置を継続することを失定したときは、住所(委託)期間 - 延長決定通知書(別記第四十三号隊式)により、当該入所又は委託の措置を 受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部牧正「平戎ー○年規訓三七号・一七年八二号・二一年二九号・

二四年四〇号・二九年三〇号]

(一時保護の通知)

第十九条 児童相談所長又は知事は、法第三十三条第一項又は第二項の規定に、第十九条 児童相談所長又は知事は、法第三十三条第一項又は第二項の規定に より、一時保護を加え、又は加えさせたときは、速やかに、一時保護通知書 (別記第四十四号様式) により、当該一時保護に係る児童の保護者に通知す るものとする。

(児童自立生活援助の実施)

- て「申込書」という。)は、児童自立生活援助の実施申込書(別記第四十四 号様式の二) とする。
- |2 焔行規則第三十六条の二十六第三頃に規定する書類は、課院状況等申告書 |2 妬行規則第三十六条の二十六第三頃に規定する書類は、課税状況等申告書 (別記第四十四号様式の三) 及び申込書を提出しようとする者が炊の各号に 掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。
 - **筬呆護者 筬呆護者であることを証する書面**
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分(四月から六月一 までの間に申込書を提出しようとする場合にあっては、前年度分とする。 以下この頃において同じ。)の市町村民院の非課院者(前各号に掲げる者 を徐く。) 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民脱が非課兇であ ることを証する書面
- 四 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分の市町村民税の **課院者(第一号及び第二号に掲げる者を徐く。) 当該日の属する年吏の** 当該年吏分の市町付民兇の課脱額を証する書面

(霊ゆ。)

(型心。)

二四年四〇号・二九年三〇号〕

(一時呆護の通知)

- より、一時保護を加え、又は加えさせたときは、速やかに、一時保護通知書 (別記第四十四号様式) により、当該一時保護に係る児童の保護者に通知す るものとする。

(児童自立生活援助の実施)

- 第十九条のニー法第三十三条の六第二項に規定する申込書(以下この条におい第十九条の二ー法第三十三条の六第二項に規定する申込書(以下この条におい て「申込書」という。)は、児童自立生活援助の実施申込書(別記第四十四 号隊式の二) とする。
 - (別記第四十四号様式の三)及び申込書を提出しようとする者が炊の各号に 掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。
 - **| 筬呆獲者 | 筬呆獲者であることを証する書面**
 - | | 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
 - 三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分(四月から六月 までの間に申込書を提出しようとする場合にあっては、前年度分とする。 以下この号、次号及び第六号において同じ。)の市町村民悦の非課兇者(第 <u>一号及び前号に規定する</u>者を徐く。) 当該日の属する年度の当該年更分 の市町村民税が非課税であることを証する書面
 - 四 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分(一月から六月までの 間に申込書を提出しようとする場合にあっては、前々年分とする。以下こ 年度分の市町村民院の課院者(第一号及び第二号に規定する者を徐く 当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及 び当該日の属する年度の当該年度分の市町村民紀の課税額を証する書面
 - 五 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分の所得院の課院者(第 一号から第三号まで及び吹号に規定する者を除く。 の前年分の所得税の課税額を証する書面
 - の牧正が行われなかったものとして当該申込書を提出しようとする日の属 する年の前年分の所得院の額を計算した場合に所得院が課されないことと なる者のうち、当該日の属する年更分の市町村民脱の課院者(第一号及び 第二号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所律院(第

追加「平成二二年規則五四号」、一部改正「平成二四年規則五七号」 (廃育の給付に関する徴収金の額)

- 第二十条 法第五十六条第二項の規定により療育の給付に関し徴収する費用 (以下「廃育の給付に関する徴収金」という。)の月額は、当該療育の給付 を受けた児童及びその快養義務者について、別表第一に掲げる世帯の階層区 分の欄の区分に応じそれぞれ同表の徴収金額の欄に定める額とする。
- 療育の給付を受ける場合における二人目以降の児童についての療育の給付に 関する徴収金の月額は、別表第一に掲げる世帯の階層区分の欄の区分に芯じ それぞれ同表の加算金額の欄に定める額とする。
- |3 前各項の規定による児童及びその扶養義務者から徴収する縻育の給付に関|3.前各項の規定による児童及びその扶養義務者から徴収する縻育の給付に関 する獣収金の月額を算定する場合における別表第一の世帯の階層区分の欄の 適用に当たっては、児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者(当 **該児童に失養義務者がなく、かつ、市町村民院が課せられている場合の当該** 児童及び世帯を一にしない扶養義務者であって現に当該児童に対して扶養を 履行しているものを含む。)の全ての者についての世帯の階層区分を適用す るものとする。
- 4 麼育の給付を受けた期間が一月に満たない場合の麼育の給付に関する徴収 |4.麼育の給付を受けた期間が一月に満たない場合の麼育の給付に関する徴収 金の額は、前各頃の規定により算定した月額の日割計算により得た額とする。 この場合において、その額に十円未薦の端数が生じたときは、これを切り管 てるものとする。
- 給付に関する徴収金の月額又は額が当該廃育の給付に関する徴収金に係る廃 育の給付に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額を超 える場合の廃育の給付に関する徴収金の額は、当該支弁した額とする。
 - 一部改正〔平戌一五年規則五二号〕

(入所等の措置に関する徴収金の額)

第二十一条 法第五十六条第二項の規定により助産施設等における助産等の実 第二十一条 法第五十六条第二項の規定により助産施設等における助産等の実 施、法第二十七条第一項第三号又は第二頃の規定による措置及び児童自立生 店援助の実施に関し徴収する費用(以下「入所等の措置に関する徴収金」と いう。)の月額は、当該助産施設等における助産等の実施を受けた妊産帰及 び世帯、当該措置を踩られた児童並びに児童自立生活援助の実施を受けた義

四号に規定する所得院をいう。)の課院額を証する書面及び当該日の属す る年度分の市町村民悦の課税額を証する書面

追切〔平戎二二年規則五四号〕、一部改正〔平戎二四年規則五七号〕 (廃育の給付に関する徴収金の額)

- 第二十条 法第五十六条第二項の規定により療育の給付に関し徴収する費用 (以下「廃育の給付に関する徴収金」という。)の月額は、当該療育の給付 を受けた児童及びその扶養義務者について、別表第一に掲げる世帯の階層区 分の欄の区分に応じそれぞれ同表の徴収金額の欄に定める額とする。
- 2 前頃の規定にかかわらず、同一月内に同一世帯において三人以上の児童が 12.前頃の規定にかかわらず、同一月内に同一世帯において三人以上の児童が **康育の給付を受ける場合における二人目以降の児童についての療育の給付に** 関する徴収金の月額は、別表第一に掲げる世帯の階層区分の欄の区分に芯じ それぞれ同表の加算金額の欄に定める額とする。
 - する徴収金の月額を算定する場合における別表第一の世帯の階層区分の欄の - 適用に当たつては、児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者(当 場合の当該児童及び世帯を一にしない扶養義務者であって現に当該児童に対 して快養を履行しているものを含む。)のすべての者についての世帯の路層 区分を適用するものとする。
 - 金の額は、前各項の規定により算定した月額の日割計算により得た額とする。 - この場合において、その額に十円未薦の端数が生じたときは、これを切り锋 てるものとする。
- |5 前各項の規定により算定した児童及びその扶養義務者から徴収する縻育の |5.前各項の規定により算定した児童及びその扶養義務者から徴収する縻育の 給けに関する徴収金の月額又は額が当該寮育の給付に関する徴収金に係る寮 育の給付に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額を超 える場合の康育の給付に関する徴収金の額は、当該支弁した額とする。
 - 一部改正〔平戌一五年規則五二号〕

(入所等の措置に関する徴収金の額)

施、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置及び児童自立生 - 活援助の実施に関し徴収する費用(以下「入所等の措置に関する徴収金」と いう。)の月額は、当該助産施設等における助産等の実施を受けた妊産婦及 び世帯、当該措置を探られた児童並びに児童自立生活援助の実施を受けた義

- 務教育終了児童等(以下「措置児童」という。)並びにその扶養義務者(当 談義務教育終了児童等の肤養義務者を徐く。以下同じ。)について別表第二 に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に芯じそれ ぞれ施設ごとに同表の徴収金額の欄に定める額とする。
- |2 助産施設における助産の実施を受けた妊産婦であって別表第二に掲げる各|2 月初日の措置児童の属する世帯の階層区分が人階層である世帯及び口階層で ある世帯のうち市町村民院の所得割(地方院法第二百九十二条第一 に関定する所得割をいう。以下同じ。)の額が一九、 以外の世帯に属するものについての入所等の措置に関する徴収金の額は、前 頃の規定にかかわらず、当該妊産婦の出産一時金の額に司表の日階層である ト、口階層である世帯のうち市町村民税の所得割の額が一九、〇〇〇円以下 の世帯にあっては五十パーセントを乗じて得た額と同項の規定により算定し た入所等の措置に関する徴収金の月額との合算額とする。
- 一月以内の期間を定めて乳児院への入所の措置を採られた措置児童及びそ [3 の快養義務者から徴収する大ग等の措置に関する徴収金の額は、別表第二に 掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に芯じそれぞ れ司表の徴収金額の欄に定める額に当該入所の措置を採られた日数を乗じて 得た額とする。
- 4 第一項の規定にかかわらず、母子生活支援施設に入所し、又は小規慎住臣 |4 第一項の規定にかかわらず、母子生活支援施設に入所し、又は小規慎住居 型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童が児童心理治療 施設又は児童自立支援施設に通所をする場合の当該通所に係る大所等の措置 に関する徴収金の額は、〇円とする。
- 5 前各項の規定による措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措 5 前各項の規定による措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措 置に関する徴収金の月額又は額を算定する場合における別表第二の各月初日 の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の適用に当たつては、措置児童及び 当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする快養義務者(直系血族) 配偶者及びこれらの者以外の者で当該世帯における家計の主宰者であるもの に限る。)の全ての者についての世帯の路層区分を適用するものとする。
- る世帯の階層区分が日階層である世帯のうち炊の各号に掲げる世帯に属する 措置児童及びその快養義務者から徴収する大所等の措置に関する徴収金の月 額又は額は、〇円とする。

- 務教育終了児童等(以下「措置児童」という。)並びにその快養義務者(当 談義務教育終了児童等の肤養義務者を徐く。以下同じ。)について別表第二 に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に芯じそれ ぞれ施設ごとに同表の徴収金額の欄に定める額とする。
- 助産施設における助産の実施を受けた妊産婦であって別表第二に掲げる各 月初日の措置児童の属する世帯の階層区分が∠階層である世帯及び□」階層 である世帯のうち所得院の年額が八、四○○円を超える世帯以外の世帯に属 するものについての入所等の措置に関する徴収金の額は、前項の規定にかか わらず、当該妊産婦の出産一時金の額に同表の日幣層である世帯にあっては ニーパーセント、OS階層である世帯にあっては三十パーセント、ロー路層で ある世帯のうち<u>所得院の生額が八、四○○円以下</u>の世帯にあっては五十パー セントを乗じて得た額<mark>と前頃</mark>の規定により算定した入所等の措置に関する徴 収金の月額との合算額とする。
- 月以内の期間を定めて乳児院への入所の措置を採られた措置児童及びそ の失養義務者から徴収する大ग等の措置に関する徴収金の額は、別表第二に 掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に芯じそれぞ れ司表の徴収金額の欄に定める額に当該入所の措置を採られた日数を乗じて 得た顔とする。
- 型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童が児童心理治康 施設又は児童自立支援施設に通所をする場合の当該通所に係る入所等の措置 に関する徴収金の額は、〇円とする。
- 置に関する徴収金の月額又は額を算定する場合における別表第二の各月初日 の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の適用に当たっては、措置児童及び 当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする快養義務者(直系血族) 配偶者及びこれらの者以外の者で当該世帯における家計の主宰者であるもの に限る。)の全ての者についての世帯の階層区分を適用するものとする。
- 前各項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属す |○ 前各項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属す る世帯の階層区分が日階層である世帯のうち炊の各号に掲げる世帯に属する 措置児童及びその快養義務者から徴収する大所等の措置に関する徴収金の月 額又は額は、〇円とする。

- ののいる世帯るび同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもる世帯及び同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもののいこ。母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六
- 二条第一項に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯十九条第一項に規定する支給決定に係る児童及び者並びに同法附則第二十二項から第十四項までに規定するものに係るものに限る。)に係る同法第号)第六条に規定する自立支援給付(同法第五条第六項、第七項及び第十及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三十四条の三第四項に規定する入所給付決定に係る児童、障害者の日常生活」次に掲げる児童又は者(社会福祉施設に措置された児童及び者、法第二
 - 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者イー身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四
 - ロ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者
 - 四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金の受給者四号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和三十八、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十
 - を受けた者十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二
- 四 生活保護法に基づく要保護者がいると知事が認めた世帯
- が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 ○・一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に一円未満の端数びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額に又は額は、前各項の規定により算定した当該措置児童に係る当該措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額の場合は、いずれか一の措置児童に限る。)以外の措置児童に係る当該措により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収すにより当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収すが措置児童(児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を除く。
 「前各項の規定にかかわらず、同一世帯から二以上の妊産婦、世帯及び児童
- 十一条の五の二に規定する障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費8 前各項の規定にかかわらず、措置児童の属する世帯の扶養義務者が法第二

- ののいる世帯をび同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもる世帯及び同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもののい二 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六
- 二条第一項に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯十九条第一項に規定する支給決定に係る児童及び者並びに同法附則第二十三項から第十五項までに規定するものに係るものに限る。)に係る同法第号)第六条に規定する自立支援給付(同法第五条第六項、第七項及び第十及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三十四条の三第四項に規定する入所給付決定に係る児童、障害者の日常生活」次に掲げる児童又は者(社会福祉施設に措置された児童及び者、法第二
 - 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者イー身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四
 - ロ 厚生労働大臣の定めるところにより寮育手帳の交付を受けた者
 - 四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金の受給者四号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和三十八、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十
 - を受けた者十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二
- 四 生活保護法に基づく要保護者がいると知事が認めた世帯
- が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ○・一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に一円未満の端数びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額に又は額は、前各項の規定により算定した当該措置児童に係る当該措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額額の場合は、いずれか一の措置児童に限る。)以外の措置児童に係る当該措為の場合は、いずれか一の措置児童に限る。)以外の措置児童に係る当該持により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収す以下この項及び次項において同じ。)となった場合において、前各項の規定にかかわらず、同一世帯から二以上の妊産婦、世帯及び児童計をなり。
- ナ一条の五の二に規定する障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費∞ 前各項の規定にかかわらず、措置児童の属する世帯の扶養義務者が法第二

又は法第二十四条の二第一頃に規定する障害児入所給付費を支給されている ときは、前各項の規定により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその **| 庆養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額(以下こ** の頃において「徴収金額」という。)については、入所施設(通所施設(母 子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部をい う。以下同じ。) 及び児童自立生活援助事業所以外の施設をいう。以下同じ。) に孫る徴収金額が最も高額である措置児童に孫る徴収金額に、当該徴収金額 に〇・一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、これを 切り捨てた額)に当該世帯における施設入所等児童(小規慎住居型児童養育 事業を行う者若しくは里観に委託され、又は小規慎住居型児童養育事業を行 う者若しくは里親以外の施設に入所若しくは通所している児童をいう。以下 この頃において同じ。)の人数から一を减じた人数を乗じて得た額を加えた 頻を当該世帯に孫る上琅額(当該世帯における施設入所等児童について、獣 収金額が全額徴収若しくは日割りである場合又は通所施設(母子生舌支援施 設を徐く。)に係る徴収金額である場合は、当該世帯における施設入所等児 **歯の徴収金額の台算額を当該世帯に除る上限額とする。)とし、当該世帯に** 除る上吸額がその月の障害児施設に係る利用者負担額(法第二十四条の七第 頃に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用、法第二十一 条の五の二十八に規定する技体不自由児通所医療並びに法第二十四条の二十 第一項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限 顔(実際に利用者負担として支払った額が当該上限額に満たない場合は当該 支払った額とする。)をいう。以下この頃において同じ。)を超える場合は、 当該世帯に係る上限額から障害児施設に係る利用者負担額を控练した額を当 該世帯の入所施設に係る徴収金額とし、当該世帯に係る上限額が障害児施設 に係る利用者負担額以下である場合は、当該世帯の入所施設に係る徴収金額 はつ円とする。

あ、前各項の規定により算定した措置児童及びその失養義務者から徴収する大 | の、前各項の規定により算定した措置児童及びその失養義務者から徴収する大 手等の措置に関する徴収金の月額又は額が当該入所等の措置に関する徴収金 に係る措置に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額 (措置費に対する国庫負担金及び国庫補助金の交付基準に基づき算定される 民間施設給与等效善費、社会的養護処遇效善加算費、施設機能強化推進費、 单身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加 算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費 及び一時保護実施特別加算費を徐く。以下「支弁額」という。)を超える場

又は法第二十四条の二第一頃に規定する障害児入所給付費を支給されている ときは、前各項の規定により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその **| 送養務者から徴収する入ग等の措置に関する徴収金の月額又は額(以下こ** の頃において「徴収金額」という。)については、入所施設(通所施設(母 子生舌支暖施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部をい う。以下同じ。) 及び児童自立生活援助事業所以外の施設をいう。以下同じ。, に深る徴収金額が最も高額である措置児童に深る徴収金額に、当該徴収金額 に〇・一を乗じて得た額(その額に一円未備の端数が生じたときは、これを 切り捨てた額)に当該世帯における施設入所等児童(小規慎住居型児童養育 事業を行う者若しくは里親に委託され、又は小規模住居型児童養育事業を行 う者若しくは里親以外の施設に入所若しくは通所している児童をいう。以下 この項において同じ。)の人数から一を減じた人数を乗じて得た額を加えた 額を当該世帯に除る上限額(当該世帯における施設入所等児童について、徴 収金額が全額徴収若しくは日割りである場合又は通所施設(母子生店支援施 **設を徐く。)に除る徴収金額である場合は、当該世帯における施設入所等児 童の徴収金額の合算額を当該世帯に係る上限額とする。)とし、当該世帯に** 除る上瑕額がその月の障害児施設に除る利用者負担額(法第二十四条の七第 一頃に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用、法第二十一 条の五の二十八に規定する技体不自由児通所医療並びに法第二十四条の二十 第一項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限 顔(実際に利用者負担として支払った額が当該上限額に満たない場合は当該 支払った額とする。)をいう。以下この頃において同じ。)を超える場合は、 当該世帯に係る上限額から障害児施設に係る利用者負担額を控练した額を当 該世帯の入所施設に係る徴収金額とし、当該世帯に係る上限額が障害児施設 に除る利用者負担額以下である場合は、当該世帯の入所施設に除る徴収金額 はつ円とする。

示等の措置に関する徴収金の月額又は額が当該入所等の措置に関する徴収金 に係る措置に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額 (措置費に対する国庫負担金及び国庫補助金の交付基準に基づき算定される 民間施設給与等效善費、社会的養護処遇效善加算費、施設機能強化惟進費、 单身赴任手当加算費、入所児童(者)処週特別加算費、第三者評価受審費加 算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費 及び一時保護実施特別加算費を徐く。以下「支弁額」という。)を超える場 合における当該入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、前各項の規定 にかかわらず、支弁額とする。

られた期間が一月に満たない場合において、第一項及び第五項から第八項ま での規定により算定した入所等の措置に関する徴収金の月額が当該入所等の 措置に関する徴収金に係る措置が採られた日数に応じた支弁額を超えるとき の入所等の措置に関する徴収金の額は、当該支弁額とする。

> 一部攻正「昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・ 一三年三号·大一号·一五年五二号·一七年八二号·二○年二号· 大八号·二一年二九号·二二年五四号·二四年四○号·五七号·二 五年一六号・二六年五二号・二九年三〇号・三〇年四九号)

(入所児童挙に対する徴収の特例)

- 第二十一条の二 法第二十七条第一項第三号の規定により導害児入所施設に入 第二十一条の二 法第二十七条第一項第三号の規定により導害児入所施設に入 **折した児童又は司条第二頃の閉定による委託により指定発達支援医療機関に** 入院した児童(以下この条において「入所児童等」という。)が、三歳に達 する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であって、小学校就学の 始期に達するまでの間にあるものである場合には、前条の規定にかかわらず、 当該入所児童等に対する措置に関し徴収する費用(以下この条において「入 所重筆に対する徴収金

 」という。)のうち実費に相当する額を除いた額に ついては徴収しないものとする。ただし、入所児童等に対する徴収金のうち 実費に相当する額については、前条の規定により算定した入所児童等に対す る徴収金の月額又は額を上限として徴収することができる。
- 層区分が日階層である世帯に属する大所児童等が、三歳に達する日以後の最 例の三月三十一日までの間にある障害児である場合について準用する。 追加「今和元年規則二五号)

(入 野等の 措置に 関する 徴収金に 係る 世帯調 書等)

- 第二十二条 法第二十七条第一項第三亨又は第二項の規定による措置が採られ 第二十二条 法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置が採られ た場合は、速やかに、世帯調書に措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に 属し、生計を一にする失養義務者が吹の各号に掲げる者であるときは当該各 号に定める書面を除えて、知事に提出しなければならない。
- 二 支援給けを受けている者 支援給けを受けていることを証する書面
- 三 当該措置が採られた日の属する年度の当該年度(四月から六月までの間 三 当該措置が採られた日の属する年度の当該年度(四月から六月までの間)

合における当該入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、前各項の規定 にかかわらず、支弁額とする。

|10 第一頃及び第五頃から第八頃までの規定にかかわらず、入所等の措置が除||10 第一頃及び第五頃から第八頃までの規定にかかわらず、入所等の措置が除 られた期間が一月に満たない場合において、第一項及び第五項から第八項ま での規定により算定した入所等の措置に関する徴収金の月額が当該入所等の 措置に関する徴収金に除る措置が疑られた日数に応じた支弁額を超えるとき の入所等の措置に関する徴収金の額は、当該支弁額とする。

> 一部致正 [昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・ | 三年三号・六一号・一五年五二号・一七年八二号・二○年二号・ 大八号·二一年二九号·二二年五四号·二四年四〇号·五七号·二 五年一六号・二六年五二号・二九年三〇号・三〇年四九号)

- **折した児童又は司条第二頃の閉定による委託により指定発達支援医療機関に** 大院した児童(以下この条において「入所児童等」という。)が、三歳に達 する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の 始朗に達するまでの間にあるものである場合には、前条の規定にかかわらず 当該入所児童等に対する措置に関し徴収する費用(以下この条において「入 ついては徴収しないものとする。ただし、入所児童等に対する徴収金のうち 実費に相当する額については、前条の規定により算定した入所児童等に対す る徴収金の月額又は額を上限として徴収することができる。
- 2 前頃の規定は、別表第二に掲げる各月初日の入所児童等の属する世帯の幣[2 前頃の規定は、別表第二に掲げる各月初日の入所児童等の属する世帯の落 層区分が日階層である世帯に属する入所児童等が、三歳に達する日以後の最 例の三月三十一日までの間にある障害児である場合について準用する。

追加「令和元年規則二五号)

(入 野等の 措置に関する 徴収金に 係る 世帯調 書等)

- た場合は、速やかに、世帯調書に措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に 属し、生計を一にする快養義務者が吹の各号に掲げる者であるときは当該各 号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。
 - **| 筬保護者 | 筬保護者であることを証する書面**
- | | 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面

に当該措置が採られた場合にあっては、前年度分とする。以下この頃にお いて同じ。)の市町村民般の非課院者(前各号に掲げる者を徐く。) 当 談日の属する年度の当該年度分の市町村民館が非課館であることを証する 丰百

回 当該措置が採られた日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者 (第一号及び第二号に掲げる者を徐く。) 当該日の属する年度の当該年 度分の市町村民税の課税額を証する書面

(温 ん。)

(型心。)

- 2.助産施設等における助産等の実施及び法第二十七条第一項第三号文は第二 2.助産施設等における助産等の実施及び法第二十七条第一項第三号文は第二 頃の規定による措置を受けている場合は、世帯調書に措置児童及び当該措置 児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者 であるときは当該各号に定める書面を添えて、毎年六月末日までに、知事に 提出しなければならない。
 - 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年度の当該年度の市町村 民税の非課税者(前各号に掲げる者を徐く。) 当該日の属する年度の当 該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面
- 四 当該実施又は当談措置を受けている日の属する年度の当談年度分の市町 村民院の課院者(第一号及び第二号に掲げる者を徐く。) 当該日の属す る年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

- に当該措置が採られた場合にあっては、前年度分とする。以下この号、次 号及び第六号において同じ。)の市町村民税の非課税者(第一号及び前号 に規定する者を徐く。) 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民院 が非課脱であることを証する書面
- 回 当該措置が採られた日の属する年の前年分(一月から六月までの間に当 該措置が探られた場合にあつては、前々年分とする。以下この頃において)の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町 村民倪の課倪者(第一号及び第二号に規定する者を徐く。) 当該日の膩 する年の前年分の所得院が非課院であることを証する書面及び当該日の属 する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面
- | 五 | 当該措置が採られた日の属する年の前年分の所得税の課税者(第一号か ら第三号まで及び吹号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年 分の所得院の課院額を証する書面
- 六 牧正法第一条の規定による所得院法第二条第一項及び第八十四条の規定 の改正が行われなかったものとして当該措置が採られた日の属する年の前 年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のう ち、当該日の属する年度分の市町村民院の課院者(第一号及び第二号に規 定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所得脱(第四号に規定 する所得倪をいう。)の課脱額を証する書面及び当該日の属する年度分の 市町村民税の課税額を証する書面
- 頃の規定による措置を受けている場合は、世帯調書に措置児童及び当該措置 児童と同一の世帯に属し、生計を一にする失養義務者が吹の各号に掲げる者 であるときは当該各号に定める書面を添えて、毎年六月末日までに、知事に 関出しなければならない。
- 被保護者 被保護者であることを証する書面
- | | 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該実施又は当談措置を受けている日の属する年度の当該年度の市町村 民税の非課税者(第一号及び前号に規定する者を徐く。) 当該日の属す る年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面
- 四 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年の前年分の所得税が非 号及び第二号に関定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所得 **院が非課院であることを証する書面及び当該日の属する年度の当該年度分**

(霊心。)

(霊ゆ。)

- て、知事に提出しなければならない。 養義務者が炊の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えは、速やかに、変更後の世帯調書に療育の給付を受けている児童及びその扶3 第七条第一項の規定により提出した世帯調書の内容に変更が生じた場合
 - 一 筬保護者 筬保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面の市町村民税の非課税者(<u>前各号に掲げる</u>者を除く。) 当該日の属するは、当該日の属する年度の前年度分とする。以下この項において同じ。)三 当該変更が生じた日の属する年度分(課税額が判明しない期間にあつて
- 顔を証する書面第二号に掲げる者を除く。) 当該日の属する年度分の市町村民税の課税団 当該変更が生じた日の属する年度分の市町村民税の課税者(第一号及び

(三%。)

(霊ゆ。)

の市町村民税の課税額を証する書面

- 属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面税者(第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。) 当該日の五 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年の前年分の所得税の課
- 属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面(第四号に規定する所得税をいう。)の課税額を証する書面及び当該日の及び第二号に規定する者を除く。) 当該日の属する年の前年分の所得税ととなる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者(第一号の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこの改正が行われなかつたものとして当該実施又は当該措置を受けている日内正法第一条の規定による所得稅法第二条第一項及び第八十四条の規定
- て、知事に提出しなければならない。養義務者が炊の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えは、速やかに、変更後の世帯調書に療育の給付を受けている児童及びその扶3 第七条第一項の規定により提出した世帯調書の内容に変更が生じた場合
 - 一 破保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 税が非課税であることを証する書面 | 号及び前号に規定する者を除く。) 当該日の属する年度分の市町村民は、当該日の属する年度の前年度分とする。)の市町村民税の非課税者(<mark>第</mark>三 当該変更が生じた日の属する年度分(課税額が判明しない期間にあつて
- 日の属する年度分の市町村民院の課院額を証する書面日の属する年受けに再りの所得税が非課税であることを証する書面及び当該の市町村民税の課税者(第一号及び第二号に規定する者を除く。) 当該つては、前々年とする。)の所得税が非課税である当該日の属する年度分回 当該変更が生じた日の属する年の前年分 (課税額が判明しない期間にあ
- <u>の所得税の課税額を証する書面第三号まで及び次号に規定する者を除く。) 当該日の属する年の前年分面 当該変更が生じた日の属する年の前年分の所得税の課税者(第一号から</u>
- 定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所得院(第四号に規定ち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者(第一号及び第二号に規分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうの改正が行われなかつたものとして当該変更が生じた日の属する年の前年大 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定

- 4 第九条第三頃、第十九条の二第二頃並びに第一頃及び第二頃の規定により |4 第九条第三頃、第十九条の二第二頃並びに第一頃及び第二頃の規定により 提出した世帯調書又は課稅状況等報告書の内容に変更が生じた場合は、速や かに、措置児童(児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を染 く。)及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者に あつては変更後の世帯調書にこれらの者が次の各号に掲げる者であるときは 当該各号に定める書面を、児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児 **重等にあっては当談義務教育終了児童等についての変更後の課院状况等申告** 書に当該義務教育終了児童等が炊の各号に掲げる者であるときは当該各号に 定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 一 筬保護者 筬保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該変更が生じた日の属する年度の当該年度(四月から五月までの間に 当該変更が生じた場合にあっては、前年度分とする。以下この頃において 同じ。)の市町村民脱の非課院者(計合号に掲げる者を除く。) 当該日 の属する年度の当該年度分の市町村民脱が非課税であることを証する書面
- 回 当該変更が生じた日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者 (第一号及び第二号に掲げる者を徐く。) 当該日の属する年度の当該年 度分の市町村民税の課税額を証する書面

(霊心。)

(型心。)

する所得倪をいう。)の課院額を証する書面及び当該日の属する年度分の 市町村民悦の課税額を証する書面

- 提出した世帯調書又は課稅状況等報告書の内容に変更が生じた場合は、速や かに、措置児童(児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を除 く。)及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者に あっては変更後の世帯調書にこれらの者が炊の各号に掲げる者であるときは 当該各号に定める書面を、児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児 童等にあっては当談義務教育終了児童等についての変更後の課税状况等申告 書に当該義務教育終了児童等が炊の各号に掲げる者であるときは当該各号に 定める書面を除えて、知事に提出しなければならない。
 - **筬保護者 筬保護者であることを証する書面**
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該変更が生じた日の属する年度の当該年度(四月から五月までの間に 当該変更が生じた場合にあっては、前年度分とする。以下この<mark>号、吹号及</mark> <u>び第六号において同じ。)の市町村民館の非課院者(第一号及び前号に規</u> 定する者を除く。) 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非 **課税であることを証する書面**
- 回 当該変更が生じた日の属する年の前年分(一月から五月までの間に当該 変更が生じた場合にあっては、前々年分とする。以下この頃において同じ、 の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の **課院者(第一号及び第二号に関定する者を徐く。) 当該日の属する年の** 前年分の折得脱が非課脱であることを証する書面及び当該日の属する年季 の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面
- 五 当該変更が生じた日の属する年の前年分の所得税の課税者(第一号から 第三号まで及び吹号に規定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分
- の改正が行われなかったものとして当該変更が生じた日の属する年の前年 分の所得脱の額を計算した場合に所得脱が課されないこととなる者のう ら、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者(第一号及び第1 定する者を徐く。) 当該日の属する年の前年分の所得脱(第四号に規定 する所得倪をいう。)の課倪額を証する書面及び当該日の属する年度分の 市町村民锐の課税額を証する書面

一部改正(昭和六三年規則五二号・平成六年二四号・七年七〇号・ 一つ年三七号・六八号・一三年六一号・一七年八二号・二〇年六八 母•1|||年五四号•||四年□○号•五七号|

第二十三条から第二十五条まで 削徐

「平戎一八年規則五五号〕

(徴収金等の額の決定等)

第二十二条の規定により提出のあった世帯調書及び課税状况等申告書に基づ き廣育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金の額を失定 し、又は変更したときは、徴収金等決定(変更)通知書(別記第四十七号籐 式)により、廃育の給付を受けた児童若しくは惜置児童又はこれらの肤養義 **務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。**

> 一部改正(平成一〇年規則三七号・一三年六一号・一四年四九号・ 一七年八二号・一八年五五号・二二年五四号・二四年四〇号)

(獣収金等の獣反)

第二十七条 知事は、廣育の給けに関する徴収金又は入所等の措置に関する徴 第二十七条 知事は、廣育の給けに関する徴収金又は入所等の措置に関する徴 収金を徴収しようとするときは、各月分の廃育の給付に関する徴収金又は入 手等の措置に関する徴収金の額を翌月の十五日までに、納入通知書により納 入義務者に通知するものとする。

一部改正〔平成一○年規則三七号・一四年四九号・一七年八二号・ 二〇年二号・三〇年四九号〕

(徴収金の額の変更)

第二十八条 知事は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者が徴収金 第二十八条 知事は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者が徴収金 を納入することが困難であると認められるときは、当該徴収金の額を変更す ることができる。

当 张

(強行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陞過指嗣)

2(この規則の施行の察現に児童福祉法施行練則(昭和六十二年千葉県規則第 |2)この規則の施行の察現に児童福祉法施行練則(昭和六十二年千葉県規則第 五十四号)附訓第二頃の規定による龚出前の児童福祉失施行御訓(昭和二十一 三年千葉県規訓第二十七号)のそれぞれの規定によりなされた決定、届出を一 の他の行為は、この規則中これに相当する決定がある場合には、この規則の 相当規定によりなされたものとみなす。

一部改正「昭和六三年規則五二号・平成六年二四号・七年七〇号・ 一つ年三七号・六八号・一三年六一号・一七年八二号・二〇年六八 母・111年11日中国○母・五七号1

第二十三条から第二十五条まで 削除

「平戎一八年規則五五号〕

(徴収金等の額の決定等)

第二十六条 知事は、第七条第一項、第九条第三項、第十九条の二第二項及び(第二十六条 知事は、第七条第一項、第九条第三項、第十九条の二第二項及び 第二十二条の規定により提出のあった世帯調書及び課院状况等申告書に基づ き廃育の給けに関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金の額を失定 し、又は変更したときは、徴収金等失定(変更)通知書(別記第四十七号隊 式)により、療育の給付を受けた児童若しくは措置児童又はこれらの失養義 **簽者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。**

> 一部汝正〔平成一○年規則三七号・一三年六一号・一四年四九号・ 一七年八二号・一八年五五号・二二年五四号・二四年四〇号

(獣収金等の獣区)

収金を徴収しようとするときは、各月分の療育の給付に関する徴収金又は入 - 手等の指置に関する徴収金の額を翌月の十五日までに、納入通知書により納 入義務者に通知するものとする。

> 一部汝正〔平戌一○年規則三七号・一四年四九号・一七年八二号・ 二〇年二号・三〇年四九号〕

(獣収金の額の変更)

を納入することが困難であると認められるときは、当該徴収金の額を変更す ることができる。

宗 宗

(強行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(幽理智)

五十四号)附訓第二頃の関定による龚出前の児童頃は法施行領訓(昭和二十 - 三年千葉県規訓第二十七号)のそれぞれの規定によりなされた決定、届出そ の他の行為は、この規則中これに相当する決定がある場合には、この規則の 相当規定によりなされたものとみなす。

|3.この規則の施行の察則に法第二十九条の規定により携帯するものとして女|3.この規則の施行の察則に法第二十九条の規定により携帯するものとして女 付された証票は、第十六条の規定により交付したものとみなす。

(入 野等の 措置に関する 徴収金の 月額の 特例)

4 入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、 当分の間、第二十一条第五項の規定にかかわらず、当該入所等の措置に関す る徴収金の月額(別表第二に規定する階層区分のうちロご階層の階層区分に 該当する世帯に係る徴収金の月額を徐く。) に二分の一を乗じて得た額とす る。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切 り待てるものとする。

一 都改正 [昭和六三年規則五二号・平成二○年六八号]

|5.前頃の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する||5.前頃の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する 世帯の階層区分が日階層である世帯に属する入所者の失養義務者から徴収す る大所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、〇円とする。

迪切 [昭和六三年 関則五二 号]

○ 大所者から徴収する大所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第 |○ 大所者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第 二十一条第五頃の規定にかかわらず、司頃の規定により算定した徴収金の月 額が重屈心身障害児陥設にあっては九万円を超えるときは九万円と、重屈心 身障害児施設以外の施設にあっては五万円を蹈えるときは五万円とする。

一部攻正「昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・八年四四号・ 110年六八号)

7. 当分の間、第二十一条第九項の規定の適用については同項中「前各項」と 7. 当分の間、第二十一条第九項の規定の適用については同項中「前各項」と あるのは「前各項、附則第四項及び附則第五項」と、同条第十項の規定の適 用については同頃中「第一頃から第八頃まで」とあるのは「第一頃から第八 頃まで並びに附則第四項及び附則第五項」と、同条第十一項の規定の適用に ついては同頃中「前各項」とあるのは「前各項及び附訓第四頃から附訓第六 頃まで」と、同条第十二項の規定の適用については同項中「第一項及び第五 頃から第十頃まで」とあるのは「第一頃、第五頃から第十頃まで及び附則第 四項から附則第六項まで」とする。

一部改正「昭和六三年規則五二号・平成二〇年二号・六八号) (平式十年度における世帯調書等及びその提出期日の特例)

∞ 平成十年度における第九条第一項第二号及び第三号、第二十二条第一項、 第二頃及び第四頃、別表第二の牗考の三及び五並びに別表第三の牗考の一の 規定の適用については、第九条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条第 一頃中「六月」とあるのは「七月」と、同条第二頃中「六月末日」とあるの一

けされた証票は、第十六条の関定により交けしたものとみなす。

(入 野等の 措置に関する 徴収金の 月額の 特例)

4 入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、 当分の間、第二十一条第五項の規定にかかわらず、当該入所等の措置に関す る徴収金の月額(別表第二に規定する階層区分のうち口14階層の階層区分に 該当する世帯に除る徴収金の月額を徐く。) に二分の一を乗じて得た額とす る。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切 り待てるものとする。

一部改正 [昭和六三年規則五二号・平成二〇年六八号]

世帯の階層区分が日階層である世帯に属する入所者の失養義務者から徴収す る大所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、〇円とする。

迪如「昭和六三年規則五二号」

二十一条第五頃の規定にかかわらず、同頃の規定により算定した徴収金の月 顔が重匠心身障害児施設にあっては九万円を超えるときは九万円と、重屈心 身障害児施設以外の施設にあっては五万円を蹈えるときは五万円とする。

> 一部攻正「昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・八年四四号・ 110年六八号〕

あるのは「前各項、附則第四項及び附則第五項」と、同条第十項の規定の適 用については同頃中「第一頃から第八頃まで」とあるのは「第一頃から第八 頃まで並びに対則第四項及び附則第五項」と、同条第十一項の規定の適用に ついては同項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第四項から附則第六 頃まで」と、同条第十二項の規定の適用については同頃中「第一項及び第五 頃から第十頃まで」とあるのは「第一頃、第五頃から第十頃まで及び附訓第 四項から附則第六項まで」とする。

一部改正「昭和六三年規則五二号・平成二〇年二号・六八号)

(平式十年度における世帯調書等及びその提出期日の特例)

|∞ 平式十年度における第九条第一頃第二号及び第三号、第二十二条第一頃、 第二項及び第四項、別表第二の備考の三及び五並びに別表第三の備考の一の 規定の適用については、第九条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条第 一項中「六月」とあるのは「七月」と、同条第二項中「六月末日」とあるの

は「七月末日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「五月末日」 とあるのは「六月末日」と、同条第四頃中「五月」とあるのは「六月」と、 別表第二の備考の三及び五中「六月」とあるのは「七月」と、「五月」とあ るのは「六月」と、別表第三の備考の一中「六月分」とあるのは「七月分」 かする。

全部改正〔平成一〇年規則六八号〕

附 副 (昭和六十三年三月二十二日規則第八号)

この規則は、公布の日から陥行する。

举 副 (昭和大十三年三月三十一日期訓練二十一年)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

举 则(跖柱六十三年四月三十日規則第四十三年)

この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

举 副(昭和六十三年六月三十日規則第五十二岁)

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 副(平成三年三月二十九日規則第二十四号)

この規則は、平成三年四月一日から随行する。

附 副(平成四年三月二十六日規則第二十八号)

この規則は、平成四年四月一日から随行する。

附 副 (平成五年六月三十日規則第六十三号)

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 副 (平成六年四月一日規則第二十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成七年七月三十一日規訓第七十号)

(福行財日)

1.この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項及び別表第一日 11.この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項及び別表第一日 階層の頃の改正規定並びに附則第三頃の規定は、平成七年八月一日から施行 する。

(ح国田)

置等に関する規則(以下「汝正後の規則」という。) 附則第八項の規定は平 成七年四月一日から、汝正後の規則別表第二の規定は同年七月一日から適用 する。

(陞画新嗣)

|3.改正後の規則附則第六項及び別表第一日階層の項の規定は、平成七年八月 |3.改正後の規則附則第六項及び別表第一日階層の項の規定は、平成七年八月.

は「七月末日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「五月末日」 とあるのは「六月末日」と、同条第四項中「五月」とあるのは「六月」と、 別表第二の備考の三及び五中「六月」とあるのは「七月」と、「五月」とあ るのは「六月」と、別表第三の備考の一中「六月分」とあるのは「七月分」 かる。

全部改正 [平成一〇年規則六八号]

附 副 (昭和六十三年三月二十二日規則第八号)

この規則は、公布の日から陥行する。

举 副 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一年)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

举 则(昭在六十川年四月三十日規則第四十三号)

この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

举 副(昭和六十三年六月三十日規則第五十二岁)

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 副(平成三年三月二十九日規則第二十四号)

この規則は、平成三年四月一日から随行する。

附 副(平成四年三月二十六日規則第二十八号)

この規則は、平成四年四月一日から随行する。

附 副 (平成五年六月三十日規則第六十三号)

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 副 (平成六年四月一日規則第二十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成七年七月三十一日規則第七十号)

(預厂型口)

、階層の頃の汝正規定並びに附則第三頃の規定は、平戎七年八月一日から施行 かる。

(ح国田)

|2 牧正後の児童煏祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措|2.牧正後の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措 置等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)附則第八項の規定は平 - 伐七年四月一日から、汝正後の規則別表第二の規定は同年七月一日から適用 する。

(陞唱新嗣)

一日以後に行われる入所等の措置又は育成医療の給付、補袋具の交付等若し くは廃育の給付の申請に係る徴収金の失定について適用し、同日前に行われ る大ग等の措置又は育戎医療の給け、補装具の交付等若しくは療育の給けの 申請に係る徴収金の決定については、なお従前の例による。

- 4 牧正後の規則別表第二の規定は、平成七年七月一日以後に行われる大所の一4 「牧正後の規則別表第二の規定は、平成七年七月一日以後に行われる大所の 措置に除る徴収金の決定について適用し、同日前に行われる入所の措置に除 る徴収金の失定については、なお従前の例による。
- 5.前頃の規定にかかわらず、平式七年七月一日から司月三十一日までの間に 15.前頃の規定にかかわらず、平式七年七月一日から司月三十一日までの間に 行われる大所の措置に係る徴収金の月額は、改正後の規則別表第二の規定に より決定される徴収金の月額が改正前の児童福祉法に基づく育式医療等の給 け、助産施設等への入所の措置等に関する規則(以下「汝正前の規則」とい う。) 別表第二の規定により決定される徴収金の月額を超える場合は、当該| 徴収金の月額とする。
- o 牧正前の規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当 |o.牧正前の規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当 分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成八年六月二十八日規則第四十四号)

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則 (平成十年四月一日規則第三十七号)

(預定型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陞唱押詞)

|2 牧正前の児童煏祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措|2.牧正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措 置等に関する規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 副 (平成十年六月三十日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から随行する。

附 副 (平成十一年三月三十日規則第二十五号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 即 (平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(預定型口)

1 この規則は、平式十二年一月一日から施行する。

(陞唱押嗣)

|2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙 |2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙 は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ

一日以後に行われる入所等の措置又は育成医療の給け、補袋具の交付等若し くは康育の給付の申請に係る徴収金の失定について適用し、同日前に行われ る入野等の措置又は育成医療の給け、補装具の交付等若しくは療育の給けの 申請に係る徴収金の決定については、なお従前の例による。

- 措置に係る徴収金の決定について適用し、同日前に行われる大所の措置に係 る徴収金の失定については、なお従前の例による。
- 行われる大所の措置に係る徴収金の月額は、汝正後の規則別表第二の規定に より決定される徴収金の月額が改正前の児童届祉法に基づく育式医療等の給 け、助産施設等への入所の措置等に関する規則(以下「汝正前の規則」とい う。)別表第二の規定により決定される徴収金の月額を超える場合は、当該 徴収金の月額とする。
- 分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 副(平成八年六月二十八日規則第四十四号)

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 副(平成十年四月一日規則第三十七号)

(福行型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陞唱問題)

置等に関する規則に基づき作式した用紙は、この規則の施行後においても、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 副(平成十年六月三十日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から陥行する。

附 副(平成十一年三月三十日規則第二十五号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 副(平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(預厂型口)

1 この関則は、平式十二年一月一日から施行する。

(陸県市間)

とができる。

附 副 (平成十二年三月三十一日規則第百九号)

(冤仁野口)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(幽理師)

|2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に牧正前の児童福祉法||2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に牧正前の児童福祉法 に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則第二 十三条の規定により定められた補装具の交付等に係る自己負担金の月額の変 更については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号抄)

(冤仁型口)

ここの規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 副(平成十三年三月三十日規則第六十一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 副 (平成十四年四月一日規則第四十九号)

(預定型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陸県計画)

2 この規則の施行の日前に攻正前の児童福祉法に基づく育式医療等の給け、 助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、 ことができる。

附 副 (平成十五年三月三十一日規則第五十二号)

(預定型口)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(陞画新嗣)

2 この規則の施行の日前に改正前の児童福祉法に基づく育式医療等の給け、 助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用する| ことができる。

举 副(字式十六年四月一日毘訓雑七十旦中)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成十七年二月八日規則第七年)

この規則は、公布の日から施行する。

とができる。

附 副(平成十二年三月三十一日規則第百九号)

(福行型口)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(幽理智)

に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則第二 十三条の規定により定められた補装具の交付等に係る自己負担金の月額の変 更については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号抄)

(短行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 副(平成十三年三月三十日規則第六十一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 副 (平成十四年四月一日規則第四十九号)

(海行野口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陸県市間)

2 この規則の施行の日前に改正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、 助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、 - この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用する | この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用する ことができる。

附 副 (平成十五年三月三十一日関則第五十二号)

(預厂型口)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(陸島青町)

2 この規則の施行の日前に改正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、 助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用する ことができる。

附 副 (平成十六年四月一日規則第七十四年)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年二月八日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日規則第八十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(平成十八年三月三十一日規則第五十五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

举 副 (平成十九年三月三十日規則第三十号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項第三 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(裾に型口猫)

付、助産施設における助産の実施等に関する規則第二十一条第九項の規定は、 平式十八年十月一日から適用する。

(幽理智)

|2 この規則の施行の日前に、汝正前の児童福祉法に基づく縻育の給付、助産||2 この規則の施行の日前に、汝正前の児童福祉法に基づく廃育の給付、助産 施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この ができる。

附 副(平成二十年三月三十一日規則第三十四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 即 (平成二十年八月二十九日規則第六十八号)

(預定型口)

- 1.この関則は、吹の各号に掲げる区分に忘じ、当該各号に定める日から施庁 I−.この関則は、吹の各号に掲げる区分に忘じ、当該各号に定める日から施行 やる。
- 一 第二十一条第二項の改正規定並びに別表第一口階層の頃世帯の階層区分 の欄の汝正規定、司表の備考の汝正規定、別表第二口階層の頃の汝正規定 及び司表の備考の改正規定並びに附則第三項の規定、平式二十年九月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(細田)

|2 この規則(第七条第一項の汝正規定(「、所得稅法等の一部を改正する等|2 この規則(第七条第一項の汝正規定(「、所得稅法等の一部を汝正する等 の法律(平成十八年法律第十号)による廃止前の経済社会の変化等に対応し て早急に講ずべき所得院及び法人院の負担軽減措置に関する法律(平式十一 年法律第八号) 」を訓る部分を深く。)、第九条第三項の汝正規定、第二十 一条の汝正規定(司条第二頃の汝正規定を徐く。)及び第二十二条の汝正規 定、附則の改正規定並びに別表第一々階層の項世帯の階層区分の欄の改正規│ 定、附則の改正規定並びに別表第一々階層の項世帯の階層区分の欄の改正規

附 即 (平成十七年四月一日規則第八十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(平成十八年三月三十一日規則第五十五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 副(平成十九年三月三十日規則第三十号)

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項第三 号の改正規定は、公布の日から施行する。

举 副 (字成二十年二月一日期訓練二岁)

(裾口型口跡)

Ⅰ この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の終 | □ この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給 - 付、助産施設における助産の実施等に関する規則第二十一条第九項の規定は、 平式十八年十月一日から適用する。

(幽理師)

- 施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この 規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用すること ができる。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 即 (平成二十年八月二十九日規則第六十八号)

(福行野田)

- やる。
- ・・・第二十一条第二項の改正規定並びに別表第一口階層の項世帯の階層区分 の欄の改正規定、同表の備考の改正規定、別表第二口階層の項の改正規定 及び司表の備考の改正規定並びに附則第三項の規定、平式二十年九月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(ح田田)

の法律(平成十八年法律第十号)による廃止前の経済社会の変化等に対応し て早急に講ずべき所得限及び法人院の負担軽減措置に関する法律(平式十一 年法律第八号) | を訓る部分を徐く。)、第九条第三項の改正規定、第二十 一条の汝正規定(同条第二項の改正規定を除く。)及び第二十二条の改正規

定、別表第二中「第四項」を「第五項」に改める改正規定、同表第二人階層 の頃の汝正規定、別表第三中「第二十一条第四頃」を「第二十一条第五頃」 に致める汝正規定及び司表第三1の頃対象収入等による階層区分の汝正規定 に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく廣育の給付、助産施設におけ る助産の実施等に関する規則の規定は、平式二十年四月一日から適用する。

|3.この規則(別表第一口階層の項世帯の階層区分の欄の攻正規定(「二、二|3.この規則(別表第一口階層の項世帯の階層区分の欄の攻正規定(「二 KO、OOOEI 物 [1]、川OII、式OOEI 7、 [1]、IIKO、 | 巻 [1]、川〇川、弋〇丁田「お、 [川、〇〇〇、〇〇〇田「巻 [川、 OOOE | お、[iii、OOO、OO | E | 物 [iii、| | 力、OO | E | お、 [III]、九大〇、〇〇〇E | �� [图、 | 九三、〇〇〇E | 亿、 [III]、九大〇、 ○○一円「参「団、一七三、○○一円」に改める部分に限る。) 及び別表第 | 1 | D階層の頃の牧正規定(「I |、I | | (○) ○ ○ ○ E | を「I | 、II | ○ II | (○) OE! お、[1]、1]代O、OO | E | 物 [1]、II]OIII、OO | E | お、 [III]、 000,000tr#[III,117,000trñ, 七三、〇〇〇円「に、「三、九大〇、〇〇一円」を「四、一七三、 に、「H、ONO、OOOE」や「H、INIE」、OOOE」に、 O、OO!E「物 [H、IIIII国、OO!E「お、 [代、I]力O、OOOE」 ○○一円」に攻める部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく廃育 の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年 七月一日から適用する。

附 即 (平成二十一年三月三十一日規則第二十九号)

(預定型口)

及び第十八条の攻正規定、第二十一条第十頃の攻正規定(「里観」を「小規 関注目型児童養育事業を行う者若しくは里観」に致める部分に限る。) 並び に別記第十六号儀式(その2)及び第四十七号儀式の攻正規定は、平式二十 一年四月一日から施行する。

(ح

|2 この規則(第二十一条第十項の改正規定(「障害児施設給付費」の下に「又2.この規則(第二十一条第十項の改正規定(「障害児施設給付費」の下に「又 は障害者自立支援法第六条に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費 (同法第五条第七頃に規定する児童デイサービスに除るものに限る。) 」を **加える部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく廃育の給け、助産**

定、別表第二中「第四項」を「第五項」に改める改正規定、同表第二人階層 の頃の汝正規定、別表第三中「第二十一条第四頃」を「第二十一条第五頃」 に致める牧正規定及び司表第三1の頃対象収入等による階層区分の牧正規定 に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく廃育の給付、助産施設におけ る助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。 KO、OOOEI 物 [1]、川OII、式OOEI 71、「II、IIKO、 ゆ [1]、川〇川、弋〇一田「お、「川、〇〇〇、〇〇〇田「ゆ [川、 OOOEL7, [II], OOO, OOTEL4/[III], 114, OOTEL7, [II]、九大〇、〇〇〇E | �� [囯、 | 廿II]、〇〇〇E | 祏、 [II]、七大〇、 ――七三、○○一円」に致める部分に限る。)及び別表第 - 110階層の頃の汝正規定(「11、11六〇、〇〇〇円」を「11、111〇111、〇〇 OE「バ、[1]、1]代O、OO J E「炒 [1]、IIJOIII、OO J E「 バ、

E 「 物 「川、 」 」 力、 〇〇 | E 「 方、 「川、 弋 (O) (〇〇〇E 「 物 [国) 」

O、OO!E「�~[H、IIIII国、OO!E「お、「代、IIカO、OOOE」

○○一円」に改める部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく康育

の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年

附 副(平式二十一年三月三十一日規則第二十九号) (預厂型口)

000,000EL% [II], 117,000EL%,

七三、000円 に、「三、九六0、001円」を「四、

に、「H、ONO、OOOE」や「H、INIE」、OOOE」に、

Ⅰ ここの規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項、第十三条 | Ⅰ ここの規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項、第十三条 及び第十八条の汝正規定、第二十一条第十頃の汝正規定(「里親」を「小規 膜住居型児童養育事業を行う者若しくは里観」に致める部分に限る。) 並び に別記第十六号様式(その2)及び第四十七号様式の效正規定は、平式二十 一年四月一日から施行する。

(ح田田)

七月一日から適用する。

は障害者自立支援法第六条に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費 (同法第五条第七頃に規定する児童ディサービスに除るものに張る。)」を 如える部分に限る。) による牧正後の児童福祉法に基づく療育の給け、助産 **施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から** 歯用する。

举 副 (平成二十二年十月二十六日規則第五十四号)

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。ただし、第七条第一項 第五号、第九条第三項第五号、第二十一条第四項及び第二十二条第三項第五号 | 第五号、第九条第三項第五号、第二十一条第四項及び第二十二条第三項第五号 の改正規定は、公布の日から施行する。

举 副 (平成二十四年三月三十日規則第四十岁)

(福仁野口)

1 この規則は、平式二十四年四月一日から施行する。

(陸島青江)

- 2 この規則の施行の日前に行われる汝正前の児童福祉法に基づく縻育の給 け、助産施設における助産の実施等に関する規則(以下「改正前の規則」と一 いう。)の規定による入所等の措置に係る徴収金の決定については、改正後 の児童福祉法に基づく寮育の給け、助窪施設における助産の実施等に関する 規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3.この規則の施行の日前に、汝正前の規則の規定により調製した用領は、こっ、この規則の施行の日前に、汝正前の規則の規定により調製した用領は、こ の規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することがで MINGO

附 副 (平成二十四年七月十三日規則第五十七号)

(て)

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

(烟田)

- |2 この規則(第七条第一項及び第二十二条第三項の改正規定並びに別表第一|2 この規則(第七条第一項及び第二十二条第三項の改正規定並びに別表第一 の傭考の汝正規定(「所得稅法」を「汝正法第一条の規定による所得稅法第 二条第一頃及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして計算す るものとし、同法」に致める部分に限る。) に張る。) による牧正後の児童 届祉法に基づく廣育の給け、助産施設における助産の実施等に関する規則の 規定は、平成二十四年一月一日から適用する。
- |3 この規則(第二十一条第九項の汝正規定に限る。)による汝正後の児童福 |3 この規則(第二十一条第九項の汝正規定に限る。)による汝正後の児童福 **住法に基づく廃育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規** 定は、平式二十四年四月一日から適用する。

举 副 (平成二十五年三月一日規則第十六号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第六項第三号の改 正規定は、平成二十五年四月一日から随行する。

施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から 歯用する。

- この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。ただし、第七条第一項 の攻正規定は、公布の日から施行する。

举 副 (平成二十四年三月三十日規則第四十号)

(福仁型口)

1 この規則は、平式二十四年四月一日から随行する。

(陸県市間)

- 2 この規則の施行の日前に行われる改正前の児童福祉法に基づく療育の給 - 付、助産施設における助産の実施等に関する規則(以下「汝正前の規則」と - いう。) の関定による入所等の措置に係る徴収金の失定については、致正後 の児童福祉法に基づく寮育の給け、助棄施設における助棄の実施等に関する **関則の規定にかかわらず、なお従前の例による。**
- の規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することがで MINO°

附 副 (平成二十四年七月十三日規則第五十七号)

(福仁型口)

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

(ح国田)

- の慵考の汝正規定(「所得稅法」を「汝正法第一条の規定による所得稅法 - 二条第一頃及び第八十四条の規定の牧正が行われなかったものとして計算す るものとし、同法「に致める部分に限る。) に張る。) による牧正後の児童 福祉法に基づく療育の給け、助棄施設における助産の実施等に関する規則の 規定は、平成二十四年一月一日から適用する。
- | 社法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規 定は、平式二十四年四月一日から適用する。

附 副 (平成二十五年三月一日規則第十六号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第六項第三号の攻 正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 副(平成二十六年九月三十日規則第五十二号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 副(平成二十七年十二月四日規則第六十六号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 副(平成二十九年六月六日規則第三十号)

(て)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陞唱#團)

w°

附 副(平成三十年七月二十四日規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

举 副(令和元年十一月一日規則第二十五岁)

歯用する。

別表第一(第二十条第一項及び第二項)

		療育の	2給付
	世帯の階層区分	徴収金額	加算金額
		(圧額)	(圧額)
型型	生活保護法に基づく保護を受けてい	0田	0日
厘	る世帯(単給世帯を含む。)又は中国		
	残留邦人等の円滑な帰国の促進並び		
	に永住帰国した中国残留邦人等及び		
	特定配偶者の自立の支援に関する法		
	律に基づく支援給付を受けている世		
	能		
四智	▲階層を除き、療育の給付の申請をし	2,200日	220日
画	ようとする日の属する年度分の市町		
	村民税の非課税者のみの世帯		
別の関	△階層を除き、療育の給付の申請をし	4,500⊞	450 ⊞
画	ようとする日の属する年度分の市町		

附 副(平成二十六年九月三十日規則第五十二号)

この規則は、平成二十六年十月一日から随行する。

附 副(平成二十七年十二月四日規訓第六十六号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 副 (平成二十九年六月六日規則第三十号)

(搖行財日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(國理智)

|2 この規則の施行の日前に、汝正前の児童福祉法に基づく縻育の給け、助産||2 この規則の施行の日前に、汝正前の児童福祉法に基づく縻育の給け、助産| - 施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この | 施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この - 規則の強行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができ | 規則の強行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができ \mathcal{W}_{\circ}

附 副(平成三十年七月二十四日規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(令和元年十一月一日規則第二十五号)

ここの規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、 この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付。 |助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、今和元年十月一日から||助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、今和元年十月一日から| 歯用する。

別表第一(第二十条第一項及び第二項)

			療育の	3
	世帯の降屋	周区分	徴収金額	加算金額
			(圧額)	(圧額)
BAB	生活保護法に基づ	く保護を受けてい	OE	OE
画	る世帯(単給世帯・	を含む。)又は中国		
	残留邦人等の円滑	な帰国の促進並び		
	に永住帰国した中	国残留邦人等及び		
	特定配偶者の自立	の支援に関する法		
	律に基づく支援給	付を受けている世		
	<u>能</u>			
りと	△階層を除き、療ぎ	目の給付の申請をし	11' 1100E	1110E
画	ようとする日の属	する年度分の市町		
	村民税の非課税者	のみの世帯		
り割り	A階層及び口階 C	り 均等割の額のみ	四、五〇〇円	四五〇円
團	層を除き、療育ー	7 の世帯(所得割		

	その市町村民税村民税の課税者				
	40 DO				
回 回 画	層を除き、廃育人階層及び∪階	1 D	3,000日公斤	5,800田	580E
	の盾する年度分の属する年度分しようとする日の給付の申請を	D	3,001日会心 5,800日米り	6, 900日	690E
	所得割の額の区の市町村民税の帯であって、そ課税者がいる世	3 D	5,801日糸の 8,700日米り	7,600日	760E
	該当するもの分が次の区分に	4 D	8,701日会心 13,000日米ド	8,500⊞	850
		2 D	13,001日会心 17,400日米や	9,400⊞	940
		e D	17,401日会の 22,400日世や	11,000⊞	1, 100
		2 D	22,401日会の 28,200日世や	12, 500⊞	1, 250
		8 D	28, 201日会の 58, 400日米ド	16, 200日	1,620

				I	
6	給付の申請を		の額のない世		
_	ようとする日		<u>能)</u>		
6	属する年度分	C	所得割の額があ	H′ <00E	HKOE
		2	る世帯		. , , ,
	税者がいる世		· - 1		
<u></u>					
———			11, BOOEZ	大、	1/ 100
	階層及び日階	Q	11 BOOR 4	T TOOL	大九〇円
1 1	を除き、療育	1	F	177 17000	1714.0
	給付の申請を	D	11' BOIE&	力、代〇〇田	五〇六十 二〇十十
	ようとする日	2	2		
6	属する年の前		四、八〇〇円ま		
併	分の所得税の		F		
些	税者がいる世	D	四、八〇一円か	KY HOOE	八五〇円
能	であって、そ	3	2		
6	所得税の年額		<' BOOE#		
	区分が次の区		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	に該当するも	D	八四01円か	大、国OOE	<u> </u>
6		4 I		T BOOK	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \
		4			
			111'00 <u>0E</u>		
		_	#K P		11100=
		О	111'00 <u>1</u> E	11,000	1'100E
		2	20	E	
			14′1100E		
			まで		
		D	1长1101m	111, 400	1、11円〇円
		9	20	E	
			111' OOOE		
			<u> また </u>		
			1111001E	1-K′ 1100	11410E
		[]2	\$40 \$40		
			图长、1100E		
			W TOOL		
		_		1 2/ 1100	1/ /1100
			图代 1101日	15,400	1、<10円
		8	20	E	

O 6	58,401日え <u>の</u> 75,000日米り	18,700日	1,870日
10	75,001日ネロ 96,600日ポジ	23, 100日	2,310⊞
<u>Ω</u> 11	96,601日名の 121,800日州ド	27,500田	2,750田
<u> </u>	121,801日名の 175,500日州や	35,700田	3,570⊞
13	175,501日会の 221,100日#ド	44,000日	4,400⊞
<u>\(\begin{align*} </u>	221, 101日なの 380, 800日#ド	52,300日	5, 230日
15	380,801日その 549,000日米ド	80,700日	8,070⊞
16	549,001日え <u>い</u> 579,000日米ド	85,000日	8,500⊞

	KO' 000E		
	#4 		
D	KO' 001E	111111111111111111111111111111111111111	11' 1111 OE
9 D	20	E	
	14, 000E		
	₩ <i>下</i>		
<u> </u>	<u> 古人、001日</u>	11七、中〇〇	二、七五〇田
10	40	E	
	100′ #00		
	<u> 田</u> 世 光 ド		
<u> </u>	100, 401	三五、 十00	三、五十〇日
11	E & O	E	
	140,000		
_	田 # ド		
<u> </u>	140,001		
12	<u>ニ</u> 九七、五〇〇 円から	E	
	日まで 日まり		
	<u> 11七七、王〇1</u>	HII' IIIOO	H' 11110E
<u> </u>			
10	<u> </u>	<u> </u>	
	田 ま で		
D	<u> </u>	<0, ±00	<, 0\0E
<u> </u>	田から		, , , ,
	1、日长力、〇		
	OOEまで		
D	1、四六七、〇	<五、○○○	人、玉〇〇円
<u>Ω</u> 15	OIEÁO	E	
	11 41111110		
	<u>○○田まだ</u>		
D	1 4111110	1011, 40	10,1140
16	0 E%0	OE	E
	二、三二二十八十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		
	〇〇円まで		

	☐ 17	579,001圧会の 700,900圧米ド	102,900日	10, 290日
	<u> </u>	700,901日名の 849,000日米ド	122,500圧	12, 250日
	<u> </u>	849,001日余心 1,041,000日光	143,800圧	14, 380田
		,		
	<u>\(\sqrt{20} \) \(\sqrt{20} \)</u>	1,041,001 工	<u> </u>	1を乗じて得 全額に10分の
				17,150円に満 その額が た額。ただし、
				は、17,120円とない場合

羅拠

のとする。)の額をいう。 次官通知)の別紙で定める交付要綱をいう。)に定めるところによるも成26年5月26日付け厚生労働省発雇児〇526第3号厚生労働事務療費等国庫負担金交付要綱(未熟児養育医療費等の国庫負担について(亞規定する所得割(当該所得割を計算する場合においては、未熟児養育医第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に出口、世帯の階層区分の欄中「均等割の額」とは地方税法第252条第1項

Ω 17	○○円まで 三、二十七、○ ○一円かで 三、三○二、七	11117	HO OE	
<u>Q</u> 18	○○氏※☆ (日、一十三、○ (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日)	18111	<0 ○E	E 日 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
□ 19	○ E文元 国、 九川、○	4 魔		○日 ○日 ○日 ○日 ○日 ○日 ○日 ○日

霍析

割の額とする。 を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等 第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額 じ。)に定めるところによるものとする。)の額をいう。ただし、同法 生労働事務次官通知)の別紙で定める交付要綱をいう。次号において同 て(平成二十六年五月二十六日付け厚生労働省発雇児○五二六第三号厚育医療費等国庫負担金交付要綱(未熟児養育医療費等の国庫負担につい 号に規定する所得割(当該所得割を計算する場合においては、未熟児養一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第二世帯の階層区分の欄中「均等割の額」とは地方稅法第二百九十二条第

- う。 月における当該療育の給付に要する費用について県の支弁すべき額をいる。 徴収金額の欄及び加算金額の欄中「全額」とは、療育の給付を受ける
- | るものとする。 | 間にあっては、当該日の属する年度の前年度分とする。) 」と読み替え| | 帯調書の内容に変更が生じた日の属する年度分(課税額が判明しない期| | 中「療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分」とあるのは「世|

四九号〕号・六八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号・三〇年全部改正〔平成一八年規則五五号〕、一部改正〔平成二○年規則二

別表第二 (第二十一条第一頃から第三頃まで)

<u>の表</u> (1)障害児入所施設及び指定発達支援医療機関以外の施設に係る徴収金額

\frac{1}{2}			
		徴収金額	
の階層区分 各月初日の措置児童の属する世帯	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	業所 (月額) 生活援助事 び児童自立 通所施設及	月以内の入
定配偶者の自立の支援に関す 国した中国残留邦人等及び特滑な帰国の促進並びに永住帰む。)又は中国残留邦人等の円間けている世帯(単給世帯を含内内階 生活保護法に基づく保護を受	0田	<u>0</u> ⊞	0⊞

- 金交付要綱に定めるところによるものとする。)の合算額をいう。(当該課税額を計算する場合においては、未熟児養育医療費等国庫負担」「世帯の階層区分の欄中「所得税の年額」とは、所得税課税者の課税額
- う。月における当該療育の給付に要する費用について県の支弁すべき額をい」「徴収金額の欄及び加算金額の欄中「全額」とは、療育の給付を受ける
- B 九号〕 号・六八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号・三○年 全部改正〔平成一八年規則五五号〕、一部改正〔平成二○年規則二 期間にあつては、前々年分とする。)」と読み替えるものとする。 調書の内容に変更が生じた日の属する年の前年分(課税額が判明しない の給付の申請をしようとする日の属する年の前年分」とあるのは「世帯間にあつては、当該日の属する年度前年分」とあるのは「世帯請書の内容に変更が生じた日の属する年度分(課税額が判明しない期中「療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分」とあるのは「世世帯調書の内容に変更が生じた場合にあつては、世帯の階層区分の欄

別表第二(第二十一条第一項から第四項まで)

			徴収金額	
<u> </u>	の階層区分の関節児童の属する世帯	(正	業所 (月額) 生活接助事び児祖自立 通所施設及	所に限る。) 月以内の人
A B B B B	定配偶者の自立の支援に関す国した中国残留邦人等及び特別した中国残留邦人等及び特滑な帰国の促進並びに永住帰む。) 又は中国残留邦人等の円けている世帯(単給世帯を含生活保護法に基づく保護を受	ŌE	ŌE	ŌE

	0 116 dd 1 111/60 11 100 April 1 1 1 1 1			
	る法律に基づく支援給付を受			
	けている世帯			
層 B 密	係る日の属する年度の当該年人階層を除き、入所の措置等に			
	度の市町村民税の非課税者の付け、「のは、これは、これは、これに、	2,200日	1,100日	0日
	なの封辞			
剝り	A階層を除き、入所の措置等に			
屋	係る日の属する年度の当該年			
	度の市町村民税の課税者がい			
	る世帯であって、その市町村民			
	税の額が均等割の額のみのも			
	6			
		4,500田	2,200田	1,000∃
→ 21m	4 Sim niling 57			
国 国 路	びり 型 型 型 型 の の の の の の の の の の の の の	6,600日	3,300日	1,000日
	を除き、			
	<u> </u>			
	<u> </u>	9,000日	4,500日	1,000日
	田の厩や			
	る 中 M E M H M D D D D D D D D D D D D D			
	当該年度			
	の七月本			
	民族の課			
	税者がい ロ 27,001円から			
	で 型能 で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	13,500⊞	<u>6,700⊞</u>	1,000∃
	<u> </u>			
	の七月本			
	民税の所			
	<u> </u>			
	作害の客			

	る法律に基づく支援給付を	区					
	けている世帯						
型配							
層	係る日の属する年度の当該		1' 110		10 <u>c</u>)E
	度の市町村民税の非課税者	6		田	H		
17.	なの封祚	- +					
関の関		_	回、HC	001	1′ 1100	1100	
屋	び口を層 の世帯 (下途)			田	H	-	田
	所の措置を除き、人・類のない世帯))					
	<u>等に係る</u>						
	日の属す						
	る 出 神 の に は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	_ _					
	当亥王草 〇戸得事の額がよ	₩ H	<'	0011	· · · · · · <u> </u>) 1 ′ OC	\bigcirc
	の 世 本立 2 の 事 兼			田	H		田
	民税の課						
	税者がい						
	心 単 能						
四 型			₹′ 00		1、HOC	1′ OC	00
四盟	以 B B B B B B B B B B B B B	1	₹′ 00		日 日 日	1100)() E
	を除き、入 び B 附層 I 人階層及 ロ 五、〇〇 E	F R		Ē	H	1100) <u>(</u> <u>H</u>
	所の措置 Q を除き、K び日階層 I V B階層 Q 五、〇〇 E	E S S	11 ′ <u> </u> +	<u>H</u>	DO4 ,>	1100	
	等に係る 2 四〇、〇〇0E 所の措置 ロ を除き、人 一五、〇〇1E びB階層 I	正 (2) 下 (4)	11 ′ <u> </u> +	Ē	H	1100	
	日の属す 等に係る 2 回〇、〇〇0E 所の措置 ロ を除き、人 一五、〇〇1E びB階層 I	E S S	11 ′ <u> </u> +	<u>H</u>	DO4 ,>) E
	る年の記 等に係る 所の措置 を除き、 での関層 での関層 での関層 での関層 でのでである。 でのでである。 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでも。 できるでは、 できるでは、 できるでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	正 (2) 下 (4)	11 ′ <u> </u> +	<u>H</u>	DO4 ,>	 に 	年 日〇
	年今の所 る年の記 中の属す 等に係る 2 図○、○○○E 所の措置 ロ が除き、人 一五、○○□E び日路層 I	正 (2) 下 (4)	11 ′ <u> </u> +	<u>H</u>	DO4 ,>	額が、六((()年
	等のの無今の百等のの面等に係る内の属すがのを書内の間がのをまっ一日、○○□でののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	下 (で (で) () (で) ()	11 ′ <u> </u> +	<u>H</u>	DO4 ,>	<u>〇〇〇円</u> 額が、六(以(年 田〇二
	等のの無今の百等のの面等に係る内の属すがのを書内の間がのをまっ一日、○○□でののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	正 (2) 下 (4)	111		DO4 ,>	下である 〇〇〇円 額が、大(<u> </u>
	の世帯で の世帯で の中の の中の の中の の中の では をは をは をは をは をは をは をは をは をは を			E	E C	#にあっ 下である 〇〇〇円 額が、六(<u> </u>
	の世帯で の世帯で の中の の中の の中の の中の では をは をは をは をは をは をは をは をは をは を				E	 	O C C C C C C C C C C C C C
	の の の の の の の の の の の の の の	#			E	は一、C 帯にあっ 下である 〇〇〇円 額が、大(COCA MAN MAN MAN MAN MAN MAN MAN MA
	の に の に に に に に に に に に に に に に	#			E	○円、大(は一、○ 帯にあっ 下である ○○○日 額が、大(以へのて世以へ年 田〇

次の区分の区分が					
<u>るもの</u> <u>に繋当</u>		57, 001田 名の 93, 000田 州ド	18, 700田		世 は 1,000 単 1,000 単 1,000 1,000 1,000 1,000 2,000 1,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,
	<u>Q</u> <u>15</u>	93,001田衣の 177,300田米ド	29,000日	14,500田	2,000⊟
	Q 6	177, 301日 衣の 258, 100日米ド	41, 200⊞	20,600日	2, 000E
	<u>Q</u> 7	258, 101日その 348, 100日米ド	54, 200日	27,100日	2, 000E
	O S	348, 101日その 456, 100日米ド	68,700田	34,300日	2, 000E
	<u>Q</u>	456, 101日 名の 583, 200日 ポド	85,000日	42,500田	2, 000E
	D	583, 201日会の	102,900日	51,400田	2,000E

<u>もの 該当する</u>							ゼリ <i>′</i> 〇田	00
	<u>Q</u> 4	\$±100 \(\(\alpha\); \(\alpha\); \(\alpha\);	<u> </u>	<u>00</u>	日′	HO OE	11'(DOO E
	<u>Q</u> <u>5</u>	四〇三、〇〇一円 から 一人三、〇〇一円	图 ′	110 OE	110′	长〇 〇田	11′ () E
	<u>П</u> 6	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	用包、	110 OE	<u>. 111</u>	10 OE	11' (00 <u>0</u> E
	Ω 7	4条30 00、740、1 60、740、1 6、100~1104	<u>*</u> *	田 〇 七	111日~	1110 OE	11' (000 E
	Q 8	○E#Ÿ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\ H	00 0E	回二	月 〇 〇 田	11' (000 E
	Q 9		101	() () () () () () () () () () () () () (用一个	EO OE	11' (000 E
	D	11' 11 011 ' 00	1 1 1 1	八五	长11	110	11' (000

10 704,000 田 州	
口 704,001 E 念 122,500 E 61,200	正 2,000日
回 12 852,001日 念心 1,044,000日 州 り 143,800日 71,900	王 2,000日
口 1,044,001 正念の 1,225,500 正光が 166,600 田 83,300	E 2,000E
口 14 1, 225, 501 正念の 1, 426, 500 正光の 191, 200 田 95, 600	E 2,000E
To To To To To To To To	措 童に係る措 児 ける措置児

(2)障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る徴収金額の表

<u>の階層区分</u> 各月初日の措置児童の属する世帯	徴収金額(月額)
定配偶者の自立の支援に関す国した中国残留邦人等及び特層。 滑な帰国の促進並びに永住帰内階む。)又は中国残留邦人等の円けている世帯(単給世帯を含生活保護法に基づく保護を受	0田

1					
10	Ō	一田から	OOE	OE	E
	1117	114,00			
		O E まで			
	1117	117,00			
	7	田から	四三 八	七1、九0	11' 000
11	ī 囯´	00 11141	OOE	OE	田
		OEまで			
	回 [′]	00 1114			
	7	Eから	14414	<111' 111O	11' 000
12	豆用′	川旭(00	OOE	OE	田
		OEまで			
	用 ′	111111111111111111111111111111111111111			
	7	Eをの	141/11	九玉、六〇	11' 000
13	3 1<	长七国、〇〇	00E	OE	E
		OEまで			
			その月にお	その月にお	その月にお
	100	14.13=4.00	ける措置児		
			童に係る措		
14	4	一日以上	置費の支弁	置費の支弁	置費の支弁
			變	<u> </u>	愛
				l	

		く支援給付を受	
	けている世帯		
	· ·	、入所の措置等に	
图 塑		る年度の当該年	2,200日
厘	度の市町村民	、税の非課税者の	2, 2001
	みの世帯		
	女階層を除き、	、入所の措置等に	
	係る日の属す	る年度の当該年	
別の	度の市町村民	、税の課税者がい	<u>4,500⊞</u>
厘	る世帯であっ	て、その市町村民	4, 500 ⊞
	税の額が均等	割の額のみのも	
	6		
	Q	10 000EF(1)	C. C00III
	V 階層及 1	12,000日本	6,600日
	D 国 型 に の に に に に に に に に に に に に に	12,001日会の	0.000
	を除き、 大 ²	30,000日州ド	9,000田
	所の措置口	30,001日長公	10.500
	<u> </u>	60,000日州ド	13,500⊞
	日の属 す つ	60,001円名の	40.50
	<u>る年度の4</u>	96,000円州ド	18,700日
	当該年度口	96,001円名の	
	の 作 単 本 5	189,000圧ポド	29, 000⊞
発し	民税の課口	189,001日会公	
<u>=</u>	税者がい6	277,000日州ド	41, 200日
	る世帯で口	277,001日会公	
	<u> あっト、やっ</u>	348,000日州ド	54, 200日
	の市町村口	348, 001日会の	
	民税の所8	465,000日州ド	68, 700⊞
	得割の額口	465,001日会の	
	6 M 会 	594,000 1 594,000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	85, 000⊞
	狭の区分 <mark>口</mark>	594, 001日名の	
	<u>に終</u> 当を <u>10</u>	716,000日世紀	102,900田
	10 € N	716,000世紀	
	11	710,001 864,000 日世 ド	122, 500 日
	11	004, 000 □ 70 P	

143, 800∃	864,001日名の	D
143, 800 🗈	1,056,000日州ド	12
166, 600⊟	1,056,001日会心	Q
100, 000 🗈	1,238,000日世ピ	13
	1,238,001日会心	D
191, 200⊟	1,439,000田州ド	14
その月における措置児童に係る措	1,439,001田公出	D
置費の支弁額	1, 439, 001 🕮 🖂 🦳	15

霍桁

- 欄中「当該年度」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。生じた場合にあつては、各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分のから5月までの間に世帯調書若しくは課税状況等申告書の内容に変更がた場合、第19条の2第1項に規定する申込書を提出した場合又は4月合、法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置が採られる「力月から6月までの間に第3条第3項に規定する申込書を提出した場
- 12180002号享生労働事務次官通知)で定める交付要編をいう。)等国庫負担金について(平成10年12月18日付け厚生労働省発障第負担金交付要編(障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費う。)又は障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費品付よる児童人所施設措置費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫による児童人所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月80台においては、児童入所施設措置費等国庫負担金交付要編(児童福祉法得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(当該所得割を計算する場は地方税法第202条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所付地方税法第202条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所

羅を

- 活接助の実施を受けている日をいう。
 の二第一項に規定する申込書を提出しようとする日又は当該児童自立生置を受けている日をいい、児童自立生活援助の実施にあっては第十九条は第二項の規定による措置にあっては当該措置の採られた日又は当該措助産等の実施を受けている日をいい、法第二十七条第一項第三号若しく頃に規定する申込書を提出しようとする日又は当該助産施設等における明確等の実施にあっては第九条第三条3月、日本月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄中「入所の措置等に
- の欄中「当該年度」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。が生じた場合にあつては、各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分月から五月までの間に世帯調書若しくは課税状況等申告書の内容に変更れた場合、第十九条の二第一項に規定する申込書を提出した場合又は四合、法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置が採ら回月から六月までの間に第九条第三項に規定する申込書を提出した場
- た額を所得割の額又は肉等割の額とする。
 があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除しの額をいう。ただし、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免をいう。第五号において同じ。)に定めるところによるものとする。)三十日付け厚生省発児第八十六号厚生事務次官通知)で定める交付要綱祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成十一年四月の場合においては、児童入所施設措置費等国庫負担金交付要編(児童福は出名においては、児童入所施設措置費等国庫負担金交付要編(児童福は地方稅法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、は地方稅法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、
 (11) 各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄中「均等割の額」と

```
に定めるところによるものとする。) の顔をいう。ただし、同法第32
  る条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の
  額又は均等割の額から順次控练した額を折得割の額又は均等割の額とす
  (当る。)
                                     回 一月から六月までの間に第九条第三項に規定する申込書を提出した場
                                      合、法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置が探ら
                                       れた場合、第十九条の二第一項に規定する申込書を提出した場合又
                                      月から五月までの間に世帯調書若しくは課鋭比兄等申告書の内容に変更
                                       があった場合にあっては、各月初日の措置児童の属する世帯の階層区や
                                       <u>の欄中「前年分」とあるのは、「前々年分」と読み替えるものとする。</u>
                                     <u>五 各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄中「所得税の年額」</u>
  (当心。)
                                      とは、所得既課院者の課院額(当該課税額を計算する場合においては、
                                      児童人所施設措置費等国庫負担金交付要網に定めるところによるものと
                                      する。) の台陣額をいり。
     一部改正「昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・
                                        一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・
    大八号・一一年二五号・一三年六一号・一七年七号・二○年二号・
                                        大八号・一一年二五号・一三年六一号・一七年七号・二○年二号・
                                        大八号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号・二六年五二号・三
     大八号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号・二六年五二号・三
    ○年四九号〕
                                        ○年四九号〕
|別記第一号様式から第十四号様式まで 削除
                                    別記第一号様式から第十四号様式まで 削除
     第十五号様式
                                   第十五号様式
()無力、殊・事 一 ()
                                    → 部数田 「字式11年配票89中・14年49中・29年30中」
                                         → 第数旧〔序式11年<u>累</u>票89中 · 14年49中 · 29年30中〕
                                    第十六号様式
第十六号様式
                                    ()据力 《 据 一 屈 )
第十六号様式の二
                                    第十六号隊式の二
                                    (第七条第一項、第九条第三項及び第二十二条)
(第七条第一頃、第九条第三頃及び第二十二条)
     ID)
                                         第十七号隊式
                                    第十七号隊式
()無力然無二)()
                                    一部改正「平式17年期訓82中・20年2中・27年66年)
                                        一部牧田(平戎17年期前82中・20年2中・27年66年)
第十七号隊式の二
                                    第十七号様式の二
(第八条第一項)
                                    (第八条第一頃)
```

追加〔平戎18年規訓55亭〕 追加〔平戎18年戡则55岁〕 第十七号様式の三 第十七号隊式の三 (第八条第二項) (第八条第二項) **迪** 号 [字 成 18 年 規 三 55 号] 追加(字表18年<u>開</u>型55字) 第十八号滕式 第十八号滕式 (第九条第一頃) (第九条第一頃) 全部改正〔平成13年期則61岁〕、「部改正〔下成29年期到30岁〕 第十九号滕式 第十九号憡式 (第九条第二頃) (第九条第二項) 第二十号滕式 第二十号策式 (第九条第四頃) (第九条第四頃) → 部敦田〔 字段10年 異三37 中・13 年61 中・17 年82 中・27 年66 中〕 第二十一号滕式 第二十一 号 (第九条第四頃) (第九条第四頃) 第二十二号滕式 第11十1100 後式 (第九条第五項) (第九条第五項) 全部改正〔平成13年規則61ē〕、一部改正〔平成17年規則82ē・27 全部改正[平成13年期副61号]、一部改正[平成17年期副82中·27 ₩66₩1 ₩66啦1 第二十三号様式 第二十三号様式 (海十条) (海十条港1)) → 第数円〔字式10年
□ 37中・13年61中〕 | 海牧田 [字校10 m 異三37 m・13 m 61 m] 第11十四号様式 第二十四号滕式 (無十条第二屆) (海十条海川)) 第二十五号滕式 第二十五号滕式 (第十一条第一頃から第三頃まで) (第十一条第一頃から第三頃まで) 一部牧田〔平安の年期三24中・16年74中・17年82中・20年2中・27 ₩66₩1 ₩66₩] 第二十六号隊式 第二十六号滕式 (雅十二条雅一屈) 全部攻正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24 全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24 ₩40啦·27₩66啦〕 世40中·27世66中〕

第二十七号様式 第二十七号様式 (無十二条第二厘) (雅十二条雅二)) 全部改正「平成の年規則24号」、一部改正「平成17年規則82号・24 全部改正「平成6年規則24号」、一部改正「平成17年規則82号・24 ₩40啦·27₩66啦〕 世40中·27世66中] 第二十八号滕式 第二十八号滕式 ()無十二条第二回) ()無十二条第二回) 全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24 全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24 ₩40啦·27₩66啦〕 ₩40啦·27₩66啦〕 第二十九号滕式 第二十九号隊式 (港十三条第一面) (海十二)条第一河) 全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成24年規則40号・29 全部改正[平成20年期到34号]、一部改正[平成24年期到40中·29 冊30畝〕 冊30畝〕 第三十号滕式 第111十 字 滕 式 (海十三)《海二) (海十川(米)) 全部改正[平成20年期三34中]、一部改正[平成29年期三30中] 全部改正〔平成20年期則34中〕、一部改正〔平成29年期則30中〕 第三十一号様式から第三十四号様式まで 削除 第三十一号隊式から第三十四号隊式まで 削徐 示然 [字 式 20 中 式 三 34 中] 示然 [片式 20 中 式 ≥ 34 中] 第三十五号隊式 第三十五号隊式 (海十 四 条) (海十 四 來) | 海牧田 [字校11年 報三 89 m・17 年 82 m] → 部数円〔字投11年 異三89 中・17年82 中〕 第三十六号様式から第三十九号様式まで 第三十六号様式から第三十九号様式まで ⇒後(計2年配当82m) 第四十号滕式 第四十号滕式 ()無十六条) (無十六条) 全部改正〔平成20年期三34中〕、一部改正〔平成25年期三16中〕 全部改正[平成20年期

以1部改正[平成25年期

16号] 第四十一号様式 第四十一号滕式 ()新十七条第一厘) (雅十七条) → 部敦田〔字弦の年黙訓24字・11年89字・30年49字〕 一部改正〔平成6年期則24号・11年89号・30年49号〕 第四十二号様式 (海十七条) (海十七条海川)) → 部数用〔序报11年配三89中・30年49中〕 → 第数円〔序状11年展票89年・30年49年〕 第四十三号 孫式 第四十三号滕式 (第十<条) (第十<条)

世82中·24世40中·27世66中] 世82中·24世40中·27世66中] 第四十四号滕式 第四十四号滕式 (第十九条) (第十九条) 全部攻圧「平成6年規則24号」、一部改正〔平成17年規則82号・27 全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・27 ₩66啦] ₩66啦] 第四十四号様式の二 第四十四号様式の二 (第十九条の二第一頃) (第十九条の二第一頃) → 通程 [平成22年期則54中]、一部改正 (平成29年期則30中) 過加[平成22年期則54章]、一部改正[平成29年期則30章] 第四十四号様式の三 第四十四号様式の三 (第十九条の二第二項及び第二十二条第四項) (第十九条の二第二項及び第二十二条第四項) **週**程〔字弦22年 期三54字〕 **週**程〔字弦22年 報三54中〕 第四十五号滕式 判除 第四十五号滕式 訓涤 **三条(字长24年**型至40字) **三级** [字校24 中 型 三 40 中] 第四十六号様式 削除 第四十六号様式 削除 三条 [字长18年] [55] 第四十七号様式 第四十七号様式 (無二十六条) (無二十六条) → 部数日(字状10年 製計37中・13年61中・14年49中・17年82中・18 世55中・20世の中・21世29中・27世66中] 世55中・20世の中・21世29中・27世66中]